

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

株式会社ジェノバ

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	15
5. 従業員の状況	16
第2 事業の状況	17
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	17
2. 事業等のリスク	20
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	23
4. 経営上の重要な契約等	29
5. 研究開発活動	30
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	44
3. 配当政策	45
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	46
第5 経理の状況	56
1. 財務諸表等	57
(1) 財務諸表	57
(2) 主な資産及び負債の内容	96
(3) その他	98
第6 提出会社の株式事務の概要	99
第7 提出会社の参考情報	100
1. 提出会社の親会社等の情報	100
2. その他の参考情報	100
第二部 提出会社の保証会社等の情報	101
第三部 特別情報	102
第1 連動子会社の最近の財務諸表	102
第四部 株式公開情報	103
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	103
第2 第三者割当等の概況	105
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	105
2. 取得者の概況	107
3. 取得者の株式等の移動状況	109
第3 株主の状況	110
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2023年3月13日
【会社名】	株式会社ジェノバ
【英訳名】	J E N O B A C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河野 芳道
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目34番地4
【電話番号】	（03）5209－6885（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 戸上 敏
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目34番地4
【電話番号】	（03）5209－6885（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 戸上 敏

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2018年 9 月	2019年 9 月	2020年 9 月	2021年 9 月	2022年 9 月
売上高 (千円)	751, 523	873, 822	997, 271	1, 051, 899	1, 162, 160
経常利益 (千円)	328, 996	454, 269	526, 972	514, 509	596, 801
当期純利益 (千円)	227, 422	315, 726	363, 933	355, 369	412, 231
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	373, 500	373, 500	373, 500	473, 500	473, 500
発行済株式総数 (株)	13, 195	13, 195	13, 195	14, 195	14, 195
純資産額 (千円)	783, 365	1, 099, 091	1, 463, 025	2, 077, 275	2, 287, 681
総資産額 (千円)	1, 038, 856	1, 390, 555	1, 838, 042	2, 401, 348	2, 685, 109
1株当たり純資産額 (円)	64, 955. 64	91, 135. 30	121, 312. 24	154. 16	180. 59
1株当たり配当額 (円)	—	—	2, 000. 00	3, 000. 00	3, 000. 00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	18, 174. 92	26, 179. 66	30, 176. 94	29. 03	30. 96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	75. 4	79. 0	79. 6	86. 5	85. 2
自己資本利益率 (%)	32. 4	33. 5	28. 4	20. 1	18. 9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	6. 6	10. 3	9. 7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	399, 718	563, 168
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△207, 660	△19, 245
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	236, 590	△216, 548
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	1, 968, 029	2, 295, 403
従業員数 (人)	14	14	15	16	15
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(1)	(1)	(2)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 主要な経営指標等の推移のうち、第18期、第19期及び第20期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を受けておりません。

6. 前事業年度（第21期）及び当事業年度（第22期）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
7. 第18期、第19期及び第20期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 第18期及び第19期については1株当たり配当額及び配当性向は配当を実施していないため記載しておりません。
9. 従業員数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（顧問）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。
11. 当社は、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。なお、第20期事業年度からの1株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準としております。
12. 当社は、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第18期、第19期及び第20期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
1株当たり純資産額 (円)	64.96	91.14	121.31	154.16	180.59
1株当たり当期純利益 (円)	18.17	26.18	30.18	29.03	30.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	2.00	3.00	3.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2【沿革】

当社は、2001年12月に株式会社ジェックが休眠会社であった有限会社ジェイクルーズを買収し、2002年1月に商号変更並びに有限会社から株式会社への組織変更を行うことで、位置情報の補正データを配信する事業を営む株式会社ジェノバを設立いたしました。設立後の事業の推移等の沿革（業界に関することも含む）は、以下のとおりであります。

2002年1月	株式会社ジェノバ発足。
2002年2月	本店所在地を大阪府豊中市から東京都千代田区に移転。 関東・関西地区に設置した当社の独自基準点網でのネットワーク型GPS補正情報のモニターユーザー向けの配信を開始。
2002年5月	国土地理院が電子基準点（※12）からの情報を民間開放（約200点）。 これに伴い、社団法人日本測量協会（以下、「日本測量協会」とする。）から電子基準点データの提供を受け、ネットワーク型GPS（※2）補正情報配信サービス開始。
2002年6月	日本測量協会に入会（特別会員）。
2003年6月	国土地理院が電子基準点情報を全国開放（約1,200点）。 これに伴い、ネットワーク型GPS補正情報の全国配信サービスを開始。
2011年5月	本店所在地を現在地に移転。
2013年5月	国土地理院が電子基準点のマルチGNSS（※1、※24）化を全国約1,240点で対応。 これに伴い、マルチGNSS配信サービスの全国配信を開始。
2014年6月	電子基準点RTK（※19）サービス配信を開始。
2015年10月	現場観測支援サイト「J-VIEW®（※23）」の提供を開始。
2016年5月	電子基準点約1,300点を利用した配信を開始。
2017年4月	当社の製品（CPTTRANS-SL2/A・・・携帯電話に替わる当社専用通信装置）にて、サービス利用料金と通信料金をワンストップ化したサービスを開始。
2019年5月	GALILEO（※5）のデータを含んだマルチGNSS配信サービスを開始。

3【事業の内容】

1. 事業の概要

当社は、位置情報等を必要とするお客さまに対して、GNSS（※1）測位により発生したメートル級の誤差をセンチメートル級までに補正する情報を配信しております。GNSS測位とは、GPSなどに代表される衛星が発信する電波を利用して、受信機の緯度、経度、高度等を測定する方法であります。位置情報等を求めるにあたっては、近年、GPSをはじめGNSS衛星を使って測位することが身近になってきておりますが、衛星からの情報（単独測位※6）だけではどうしてもメートル級の誤差が生じてしまいます。より正確な位置等を求めるためには、その誤差を補正する作業が必要であり、当社の補正情報等を利用することで、その誤差を補正しセンチメートル級の高精度な位置情報等を求めることが可能になります。

・誤差が発生する原因と補正情報等について

GNSSによる位置情報等の測位は、GNSSからの電波を取得するまでに要した時間を用いて行います。しかし、GNSSから発信された電波は大気層（※8）を通過する際、電離層（※9）と対流圏（※10）で電波速度に影響が発生するため、測位結果にメートル級の誤差が生じてしまいます。また、電波を受信する場所によっては、周辺の建物による電波の反射や回折（※11）などの影響も受けてしまいます。当社は、既に位置情報が分かっている箇所（電子基準点 ※12）からの当該既知情報と計測地点（未知点 ※13）の情報をもとに、これらの影響による誤差を解析して、当該誤差を排除することができるデータ（補正情報等）を配信しております。

なお、当社は、GNSS補正情報配信サービス等の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

2. 当社のサービスの体系

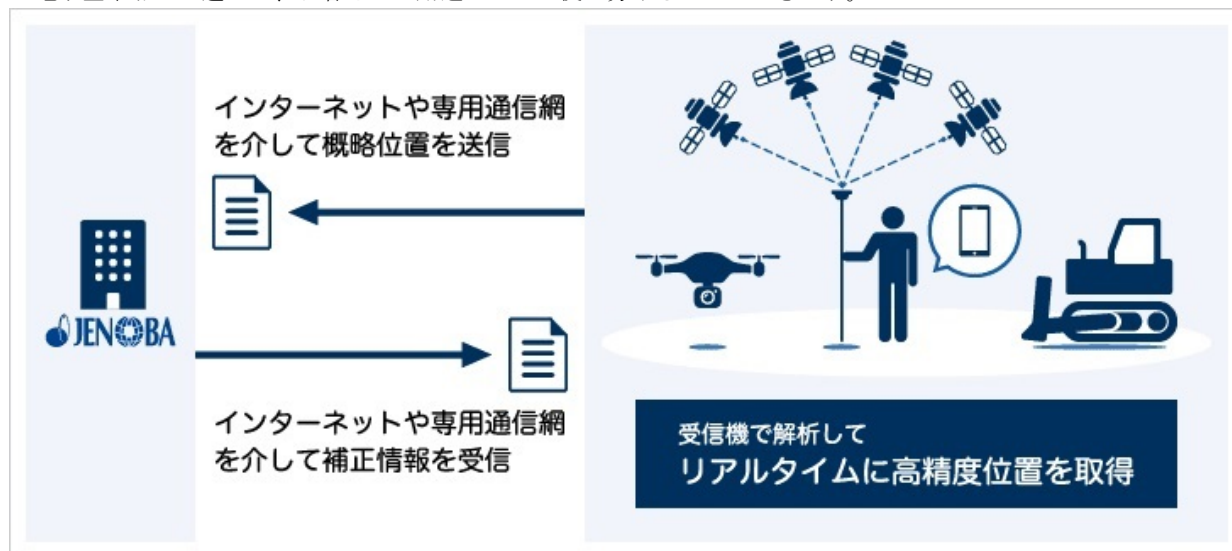
当社は、お客さまが現在の位置を正確に把握するためにリアルタイムに補正データを提供するリアルタイムデータ配信と、ドローン等で取得した観測記録を元に観測時の移動状況を後日分析の上、補正データを提供する後処理データ配信の2種類の配信サービスを行っております。サービスに関する料金体系については、リアルタイムデータ配信サービスにおいては「従量プラン」、「定額プラン」、「年間契約プラン」、後処理データ配信サービスにおいては「後処理専用プラン」を設けておりますが、利用台数や方法に応じて個社別に契約等を締結する場合もございます。また、どちらのサービスを利用いただく際も、初回登録料を頂いております。さらに、初めて当社のサービスを利用されるお客さま（建機・農機・特殊車両等ご希望になるお客さま）に向けて、通信機器の販売も行っております。電源を入れると、すぐに当社のデータセンターと接続を開始して補正データを受信するため、お客さまは接続設定等の煩わしい作業を行うことなく、簡単に使用を開始できる環境を提供しております。

(1) リアルタイムデータ配信

当社のサービスを利用するお客さまは、ネットワーク通信を介して、お客さま側で単独測位した観測結果である位置情報を当社に送信した後、当社から送信した位置に対する補正データを受信し、お客さま側の機器で解析（基線解析(※14)）することで、リアルタイムに高精度測位を行うことが可能になります。補正データを作成するにあたり、一般的には観測現場毎に基準局（既知点(※16)・基準点(※17)）を設置する必要がありますが、当社のサービスは、国土地理院が日々管理している電子基準点情報を基に作成するため、それらが不要となります。

このリアルタイムデータ配信は、「仮想点方式」「電子基準点方式」のいずれでも利用することが可能です。

この方式の違いは、補正データとして使用する基準局が、任意の位置に仮想的に生成された仮想点か、国土地理院の電子基準点かの違いで、お客さまの用途によって使い分けることができます。



(i) 仮想点方式（VRS（※18）方式）

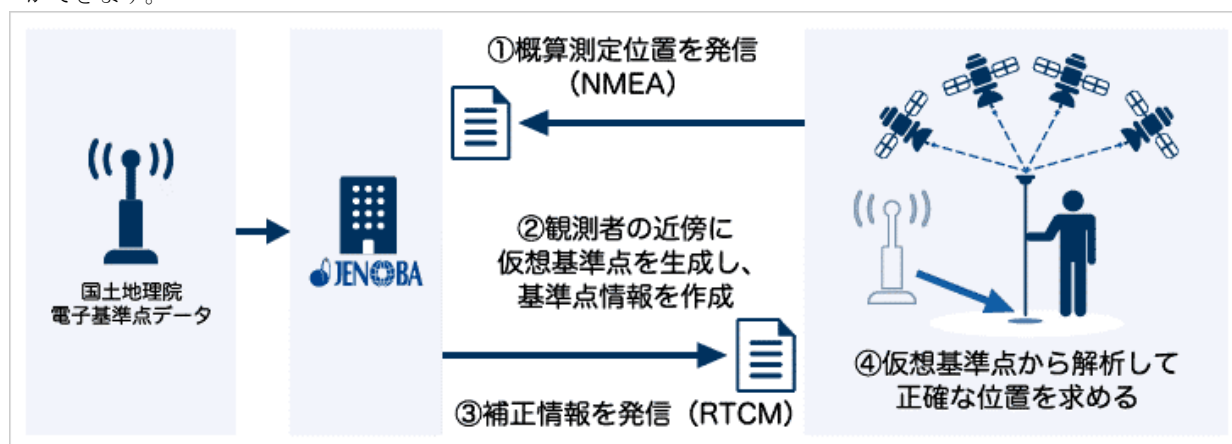
仮想点方式は、観測位置の近傍に仮想的に基準局を生成し、仮想点からの基線解析を行うことで、高精度な位置情報を求める方式です。

仮想点は、国土地理院の電子基準点の成果と高精度な現在座標をもとに誤差要因を補正した理想空間における仮想観測データと地殻変動による推定計算を行った仮想の電子基準点であるため、極めてバラツキが少なくなっております。そのため、国家座標に整合した高精度測位が可能になっております。

また、物理的な基準局でないため台風や地震などの外部環境の影響を受けません。

（仕組み）

- ①お客さまが観測した単独測位（衛星のみで取得した概算位置）を当社に発信いたします（NMEA GGAフォーマット・・・GNSS受信機から測位結果として出力されるデータ形式の一つで、時刻や位置とGPS関連の情報をまとめたセンテンスの集合で構成されております）。
- ②当社は、衛星から発信され電子基準点が受信する測位衛星信号と、地殻変動補正を行った高精度な位置座標を使用して、お客さまの近傍に受信機が出力した概略位置の仮想観測情報（仮想位置と観測情報）を作成いたします（これが仮想点になります）。
- ③当社から補正情報をお客さまの受信機に発信いたします（RTCM(=Radio Technical Commission for Maritime Services)形式・・・補正情報を送信するための標準フォーマット）。
- ④受信機は補正情報を入力、解析し、測量地点の正確な位置（国家座標または測量法に基づく座標）を求めることができます。



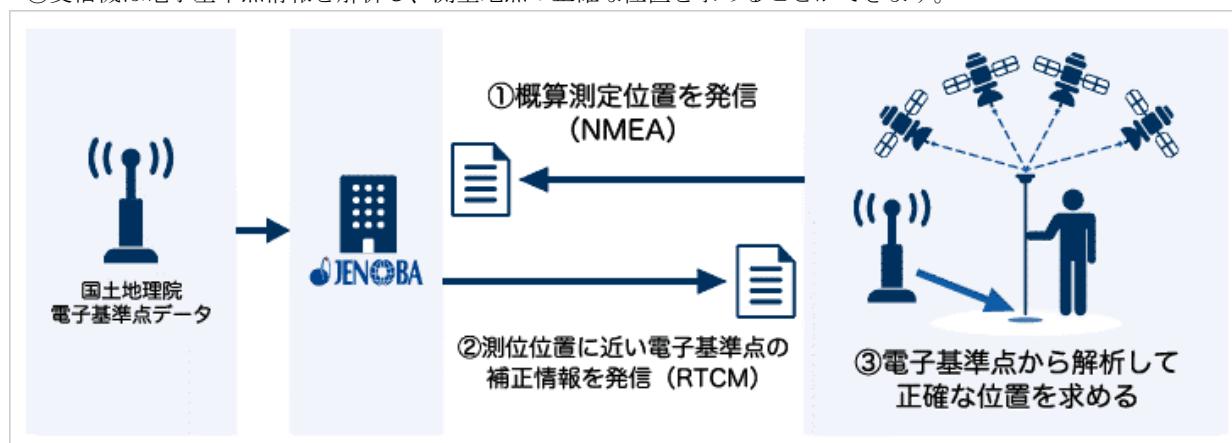
(ii) 電子基準点方式

電子基準点方式は、観測地点の最寄りの国土地理院の電子基準点の実観測データを使った補正データを受信機に配信し、基線解析することで、高精度な位置情報を求める方式です。

利用する電子基準点は観測開始時に取得し、観測終了するまで利用いたします。特に、島しょ部では、VRS方式での観測ができない可能性があるため、直接的な観測で活用されるという特長があります。

(仕組み)

- ①お客さまが観測した単独測位（衛星のみで取得した概算位置）を当社に発信いたします（NMEA GGAフォーマット）。
- ②当社はリアルタイムの電子基準点情報を保持しており、概略位置に近い電子基準点1点のRTK（※19）データを利用者に配信いたします（RTCM形式）。
- ③受信機は電子基準点情報を解析し、測量地点の正確な位置を求めることができます。

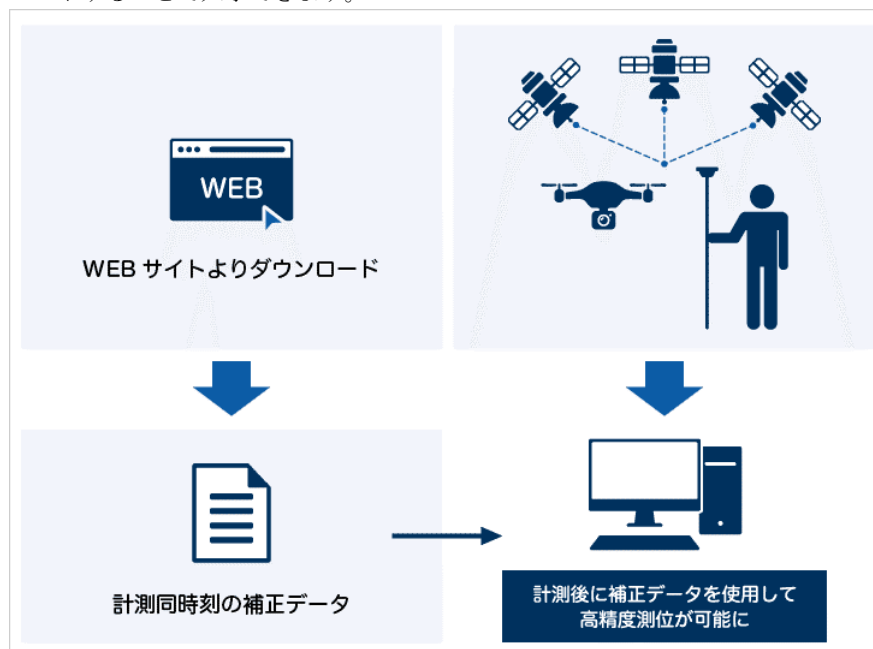


(2) 後処理データ配信（PPK（※20）方式）

後処理データ配信は、現地でのネットワーク通信を必要とせず、お客さまが単独で衛星測位を行った後に、その観測したデータと、当社が配信する後処理データによって高精度な位置情報を取得することができます。

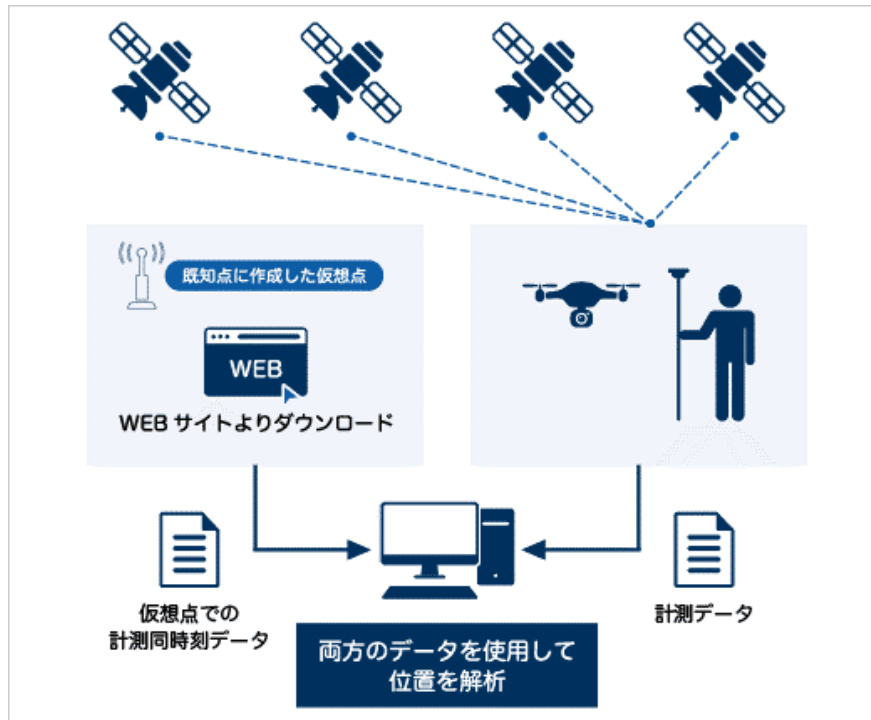
基準局については、リアルタイムデータ配信の仮想点方式と電子基準点方式と同様に、物理的な機器の設置は不要であり、指定された座標で仮想的に生成する方法と、あるいは電子基準点を指定することで取得できる方法があります。

後処理データは、当社のWebサイトにおいて観測した日時と座標の入力、あるいは電子基準点を指定し、ダウンロードすることで入手できます。



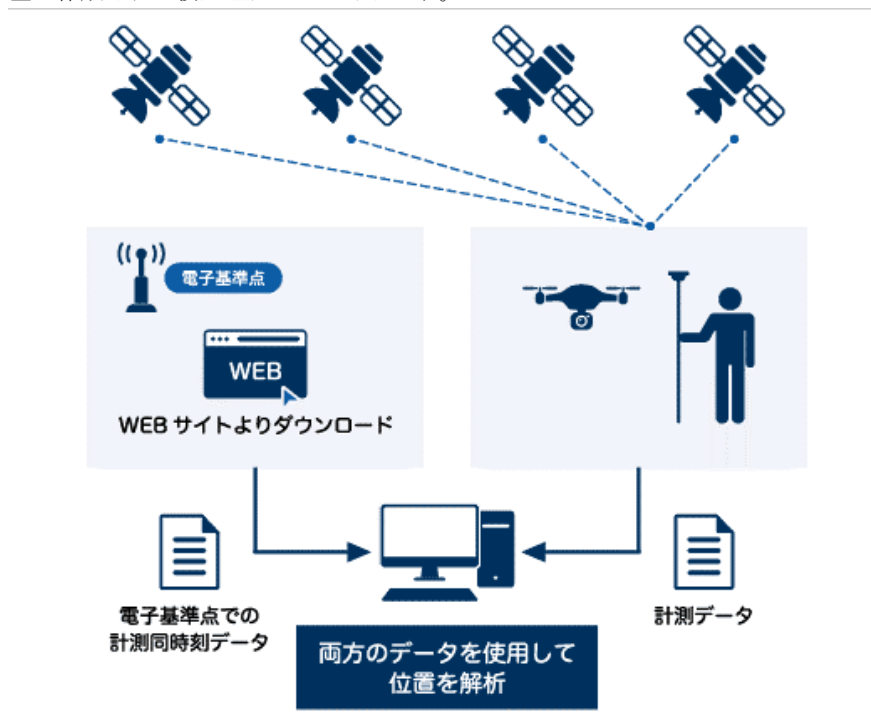
(i) 仮想点データ

仮想点データは、お客さまが任意座標と観測した時間帯を指定し、その指定した位置と時間帯に仮想的に基準局設置した時の、後処理データであります。



(ii) 電子基準点データ

電子基準点データは、お客さまが利用する電子基準点と観測した時間帯を指定し、その電子基準点の観測データを基に作成された後処理データであります。



3. 当社サービスの特長及び強み等

- (1) 国土地理院の電子基準点約1,300点を活用した仮想点方式による配信処理、測地成果（※21）への整合
当社の配信サービスは、国土地理院によって全国に設置された約1,300点の電子基準点網（GEONET（※22））を活用しており、高精度で安定した補正データを提供しています。

仮想の基準局の生成には既知点である電子基準点のデータが必要で、理論的には、使用可能な電子基準点が高密度であるほど精度の高い補正データを提供することができます。当社では業界最多水準の全て（＝約1,300点）の電子基準点網の中から観測位置から最寄りの3点を自動的に選定しております。また、当社が配信する補正データは「測地成果2011」（国土地理院が公表している最新座標値）に整合しているため、公共測量の際に用いることができます。

- (2) 地殻変動の影響も加味していること

日本及び周辺には複数のプレートがあり、さまざまな力が加わって複雑な地殻変動が生じております。その変動量は、年間0.2ppm（100kmで2cm）程度であることが知られています。そのため、公共作業を行う場合は、補正して国家基準点に準拠させる必要があります。当社では定期的に計算する理想空間座標を使用して推定計算を行う方法により、国家基準点に準拠した高精度の補正情報を生成してお客さまに提供しています。

- (3) 電子基準点で対応している全ての衛星システムに対応

米国のGPSをはじめ、ロシアのGLONASS、日本のQZSS（みちびき）、EUのGalileoに対応しています。複数のGNSS信号を受信することで、常に安定した数のGNSS信号を受信できます。このことは観測する様々な環境下において安定した精度をもたらします。

- (4) 観測支援ツールの提供

当社では、スマートフォン及びWebアプリの「J-VIEW®」（※23）や、衛星飛来予測ツールなど、観測支援ツールを提供しています。「J-VIEW®」は、当社が提供する現場観測支援サイトで、ネットワーク型GNSSサービス（JENOB A方式）を利用した観測状況を事務所PCやスマートフォン等で確認ができるサービスです。衛星飛来予測ツールは、観測地域、観測日時及び時刻を指定することで、そのときの衛星の配置、測位精度への影響度を計算します。

- (5) GNSS受信機別の技術検証に合格したデータ配信であること

GNSS受信機はメーカーごとに異なるため、GNSSの電波から受け取る信号の取り扱いもそれぞれのGNSS受信機ごとに異なる場合があります。その場合、正しいデータ生成を行うためには補正が必要となります。当社は、測量業務に適した最高水準の配信を実現するため、仮想点の座標指定や変更機能など、継続作業・点検作業に最適の利用環境を、多くのGNSS受信機メーカーと共同で開発・検証しています。

- (6) 補正情報の品質チェック、配信システムの冗長化

当社では、電子基準点のデータを24時間365日監視し、補正データ等の品質をチェックしています。例えば、太陽フレア等に起因する障害が発生していないかの監視等も行っており、データの的な問題があれば注意喚起するなどの対策を講じています。また、安定して品質の高いサービスを提供するために、解析用電子基準点の高密度化を図っており、解析用ソフトウェアの研究やテストを継続的に行っており、常に最適なデータ生成の研究を行っています。さらには、配信システム及びデータセンター等の冗長化を実現し、サーバー自体の物理環境の保護に加え、電源やセキュリティの強化、メンテナンスの充実により、配信を停止しないシステムの構築に努めております。サーバーの開発・テスト環境との分離により配信用のサーバーには負荷はかからず、商業用として独立で機能しています。当該サーバーの管理は全てリモートコントロールで行うことができ、当社の技術者の管理により24時間体制での配信サービスを提供しています。

4. 当社サービスの利用事例

測量・土地家屋調査

測量分野における衛星測位において、GPS測量から始まり、近年ではGLONASS、Galileo、準天頂衛星など、数多くの衛星が使用可能となっています。国土地理院が定める公共測量作業マニュアルにおいても、マルチGNSS測量（※24）の利用ができるようになりました。マルチGNSS化により、ネットワーク型RTK（※25）－GNSS測位の使用用途が広がっています。



測量業務	土地家屋調査	位置出し・土量計算
道路や建物を建てる前など、位置情報を計測するためには測量業務が必要となりますが、現在はネットワーク型RTKが多くの場面で利用されています。 従来は複数人が複数の受信機を使うなどしておりましたが、当社のような技術を用いることで、受信機1台での作業が可能となり、公共測量や公共工事の効率向上につながっています。 測量業務の多くは公共作業（国家座標を使用）となることから非常に高い精度が求められます。 当社が配信するデータはこの国家座標に整合し、精度が常に安定したものとなっております。 365日24時間、全国での利用が可能です。	不動産登記時に行われる筆界（土地の範囲、区画）の特定のための測量を行います。この分野でもネットワーク型RTKの利用が進んでいます。 土地家屋調査士が登記する図面（地積測量図）は土地の境界を明らかにし、登記することが重要であり、そのためには非常に高度な測量技術が必要となります。 当社の技術は、登記する土地を測量するための基準点測量作業に主に使用されます。 また、地籍測量（※26）においても単点観測法が承認され、直接的に筆界を図ることが可能になり、さらなる効率化が図られています。	工事は設計図に従って行われますが、設計図に記載されている位置を現場に目印をつける必要があり、その作業を「位置出し」と言います。 土木工事や造成工事など土を掘削したり盛土したりする時に土量の体積を計算します。従来は設計図に記載のある基準点からの距離や角度から測量作業を行って位置を割り出していましたが、ネットワーク型RTKを利用することによって、直接位置を指定することができるようになり、作業の大幅な軽減を実現することができました。 工事測量においては、雨・風・雪・夜間等、様々な環境下で安定した精度で使用できる必要があります。当社のサービスを使用した位置出し等はどのような場面でも、安定した精度で使用が可能です。

ICT施工

国土交通省は、建設現場の生産性向上と魅力ある建設現場に向けて、測量・設計・施工・管理の全プロセスにおいて、情報化施工を前提とした新基準『i-Construction』を2016年度より導入いたしました。現在はICT土工、ICT舗装工に続き、ICT浚渫工・ICT地盤改良工など全国で取り組みが進んでいます。

使用されるICT建機において、施工精度が必要になるため、GNSS測位を用いて高精度な位置情報を取得し、3次元設計データとの差分によって自動制御やガイダンスが可能になりました。これにより習熟度の浅いオペレーターでも、効率的に施工ができるようになります。



ドローン測量	マシンコントロール	出来形管理
工事の着手前に現状の形状を把握するために行う起工測量や施工後に実施する出来形測量（※27）等で利用されています。 ネットワーク型RTK-GNSS測位を活用することによって、カメラ位置に座標を持つことが可能になり、正確な位置情報を把握できるドローンとしてカメラ撮影で測量を行い、標定点設置等の観測業務やデータ解析等における従来作業からの効率化を図ることができました。 リアルタイムの座標確定には高精度が求められます。近い将来、LTEを搭載したドローンが主流になることが予想されます。	機械の刃先などの位置情報を把握することで、高精度な施工をすることができます。また、施工履歴データとしても利用されます。 3次元化されたデジタル図面を基に施工が行われます。その際に使用されるICT機器が図面の位置と正確に合致する必要があるため、高精度な位置情報は、3次元ICT施工では重要な要素です。 この分野においてもネットワーク型RTK-GNSS測位は欠かせない技術になっています。	出来形管理とは、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することです。 設計された図面通りに施工が実施されているか座標管理等を最終的に確認する必要があります。 その際に高精度な位置座標を必要とします。位置情報が安定的に高精度でなければ施工現場での座標管理ができない事になります。 当社のサービスを利用することで、シームレスな作業工程でワンマン測量等に利用されるようになります。

I T農業

国内における農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練度が必要な作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題です。そこで、日本の農業技術にICT技術（スマート農業）を活用することで、省力・軽労化をさらに進めることが出来るとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待されています。



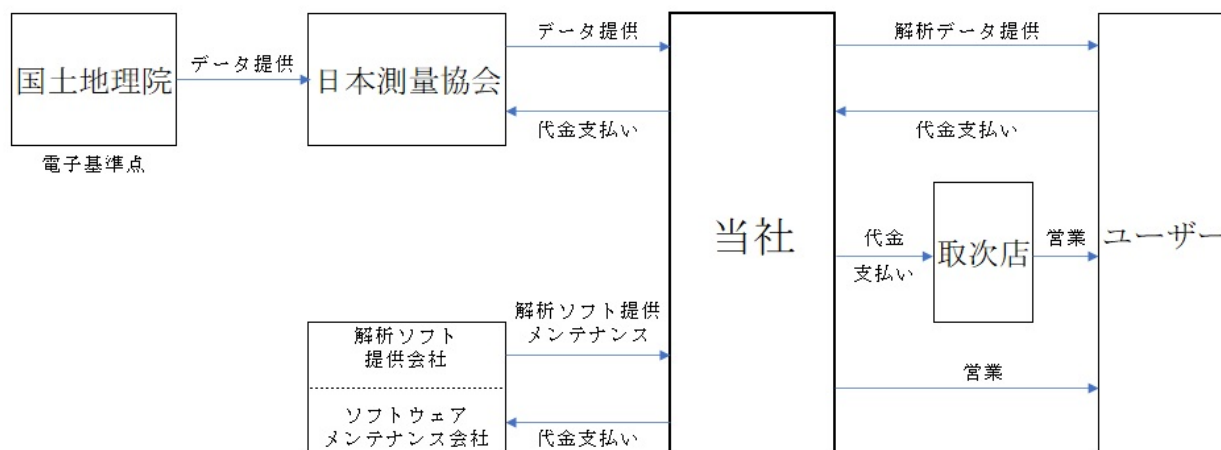
G N S Sガイダンスシステム	G N S S自動操舵システム	ドローンによる農薬散布、育成管理
トラクターにG N S S受信機と表示用ディスプレイを搭載し、農作業機械の作業幅に合わせて作業経路を誘導するシステムです。 ユーザーは、表示された設定ラインからの離れ量を見ながらハンドル操作を行い、作業した場所が色塗りされ、作業部分が明確に判るようになります。 例えば、田植え機においては、苗のラインを高精度データであればぶれなく揃えることが可能です。	左記ガイダンスシステムでは、表示機を見ながらオペレーターがハンドル操作を行うことになりませんが、自動操舵システムは、設定したラインからの離れ量を計算し、その差分を戻すようにハンドルを自動で制御させるシステムです。 オペレーターはハンドル操作に集中することなく、牽引している作業機械のコントロールに集中することができます。	ドローンの位置情報を把握し、自動航行技術による農薬散布や、センシング技術による農作物の育成管理を行います。 農薬散布は作業時の平面の位置及び高さが重要です。仮に高さが最適でなければ農薬の濃度が変わることになります。

その他

ドローン測量、ドローン物流、さらには、公共事業等で建設・整備されたものの、かなりの年数を経年した橋・道路・その他の各種インフラ点検時などに導入されるドローン点検のようなドローン分野における利活用、また、自動車をはじめとした運行管理などのモビリティ分野でも衛星測位の利用が研究されています。

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

〔事業系統図〕



※1 G N S S（読み：ジーエヌエスエス）

Global Navigation Satellite Systemの略語であり、G P S（米軍が運用、Global Positioning System ※2）、Q Z S S（日本の準天頂衛星、Quasi（準）-Zenith（天頂）Satellites System ※3）、G L O N A S S（ロシア宇宙軍が運用、Global Navigation Satellite System ※4）、G a l i l e o（EUが運営 ※5）等を用いた衛星測位システムを指します。G N S Sのみを用いた単独の測位ではメートル級の誤差が発生します。

※2 G P S（読み：ジーピーエス）

Global Positioning Systemの略語であり、アメリカ国防総省が航空機や船舶の位置を求めるために開発した衛星測位システムです。地球をカバーする24個の衛星で構成される「宇宙部分」、衛星の軌道の監視と発信電波の制御を行う「管制制御部分」、航空機や船舶等の位置を決定するための「利用者部分」の3つから構成されています。

※3 Q Z S S（読み：キュージーエスエス）

Quasi-Zenith Satellites Systemの略語であり、日本が運営する測位衛星で現在4機打ち上げられ全7機構成の測位システムです。8の字軌道が特徴で天頂に1機は見えるため、どこでも測位出来ることが期待されています。Q Z S Sの他に、「みちびき」「準天頂衛星」とも呼ばれています。

※4 G L O N A S S（読み：グロナス）

Global Navigation Satellite Systemの略語であり、ロシア宇宙軍が運用する航空機や船舶の位置を求めるために開発した衛星測位システムです。

※5 G a l i l e o（読み：ガリレオ）

欧州（EU）が運営する全地球衛星測位システムで、G P SやG L O N A S Sと同様に全世界での利用が可能です。A l t B O C型と呼ばれる信号があり、E 5信号のE 5 aとE 5 bを1つに合成したもので、マルチパスに強いという特徴があります。

※6 単独測位

1台の受信機で同時に4個以上の測位衛星から電波を受信し、各衛星からの距離を算出して測位する方法です。距離の算出には測位衛星から送信される搬送波に乗ったC/AコードやPコードを利用します（元々G P Sは軍用と民生用の測位信号を発信するように設計されており、軍用コードはPコード（= Precision Code）、民生用コードはC/Aコード（= Clear and Acquisition Code）と呼ばれます）。この方法は、衛星の位置誤差や衛星からの電波が対流圏や電離層を通過するときの電波の遅れなどから、測位精度が概ね数10m程度の誤差になります。そのため、相対測位（※7）の方が精度は良くなります。

※7 相対測位

2台以上の受信機で同時に4個以上のG N S S観測を行い、衛星信号が受信機に到達する時間差を測定して2点間の相対的な位置関係を算出します。

※8 大気層

大気は4層構造をしており、下から「対流圏」「成層圏」「中間圏」「熱圏」と名付けられています。各層の境界の高度は、概ね10km、50km、80kmで、気温変化に着目して分けられています。この大気圏の外側は一般に宇宙と呼ばれています。

※9 電離層

地球大気の領域の一部ですが、太陽からの紫外線やX線によって地球大気（酸素や窒素）の分子や原子が電離され、プラズマ状態になった領域です。電離層は電気伝導度が高い“導体”であり、電波を反射いたします。

※10 対流圏

地球の大気の層の一つで、大気の鉛直構造において一番下（高度0 kmから約11km）、地表と成層圏の間に位置します。成層圏との境界は対流圏界面と呼ばれています。

※11 回折（読み：かいせつ）

媒質中を伝わる波（または波動）に対し障害物が存在する時、波がその障害物の背後など、つまり一見すると幾何学的には到達できない領域に回り込んで伝わっていく現象のことを言います。障害物に対して波長が大きいほど回折角（障害物の背後に回り込む角度）は大きくなります。

※12 電子基準点

国土地理院が所管する全国約1,300ヶ所に設置されたG N S S連続観測点であり、G N S S測量の基準点データとして使えるように2002年5月から民間開放されています。これら電子基準点と茨城県つくば市に設置されたG N S S中央局からなる、高密度かつ高精度の測量網の構築と広域の地殻変動の監視を目的としたシステムを総称して、G E O N E T（GNSS Earth Observation Network System ※21参照）と呼びます。

※13 未知点

位置や高さを、与点からの測量により求める点です。求点ともいいます。

※14 基線解析

干渉測位（※15）において、各受信機によって記録された位相データを解析して基線の長さと方向を決定する手続きを言います。

※15 干渉測位

2つの受信機からある衛星までの距離の差（行路差）を搬送波の位相を使ってもとめ、基線ベクトルを決定する計測方法です。したがって、受信機ではそれぞれの搬送波の位相角を測定することになります。

※16 既知点

座標値や標高が与えられている点で、この点を使って求点の座標値や標高を求める時に使います。

※17 基準点

地球上の位置や海面からの高さが正確に測定された電子基準点、三角点、水準点等から構成され、地図作成や各種測量の基準となるものです。これらの基準点は、全ての測量の基礎として、公共測量、地籍測量、地殻変動観測等に使用されています。

※18 VRS（読み：ブイアールエス）

Virtual Reference Stationの略語であり、GNSS測位の精度向上や生産性向上を図る目的で開発されたネットワーク型GNSS測位技術の一つです。60km程度の間隔に配置されたGNSS固定観測局で、GNSS衛星から発せられる電波を常時モニタリングすることにより、上空の電離層、対流圏の状態や衛星の軌道に関する情報を掌握し、それらの誤差要因を考慮し固定観測局情報として移動観測局に提供するものです。リアルタイムにセンチメートル精度の位置を決定できる「RTK固定観測局情報」と、サブメートル精度の位置を決定できる「DGPS固定観測局情報」並びに、後処理解析によってミリメートル精度の位置情報を決定できる「後処理データ」があります。さらにリアルタイムの補正情報サービス形態としては、携帯電話などを利用する双方向通信と、テレビやラジオ電波のような放送型に分けられます。

※19 RTK（読み：アールティーケー）

Real Time Kinematic（リアルタイムキネマティック）の略語であり、GNSS測位の相対測位方式の一種です。座標既知点である固定観測局からその地点の位置座標と観測情報を携帯電話や無線モデムを利用して移動観測局に送信し、移動局では送られてくる固定局の情報と自局の観測情報を利用して即座に移動局に於ける位置情報を求めるものです。精度は概ね誤差1cm程度で、後処理解析に比較して若干劣るところがありますが生産性は大きく変わるため、土木・測量業界では期待されている測位方法です。

※20 PPK（読み：ピーピーケー）

Post Processing Kinematicの略語であり、後処理キネマティック方式のことです。GNSS受信機を設置した固定局と移動局の2台で同時観測したデータを後処理解析して移動局の座標を求める方式になります。

※21 測地成果

日本国内の位置（緯度・経度・高さ）を表した現在の測地基準（測地基準点＝電子基準点・三角点・水準点等）であり、現在の「測地成果2011」（JGD2011）は、2011年10月に公開されました。2002年4月に日本測地系から世界測地系に移行した際は「測地成果2000」（JGD2000）が定められていましたが、東日本大震災による地殻変動に伴い、新たに測地成果2011（JGD2011）が定められました。

※22 GEONET（読み：ジオネット）

国土地理院が、全国約1,300ヶ所の電子基準点を使用し地殻変動監視・高精度な測位網構築を目的とした観測システムになります。

※23 J-VIEW®（読み：ジェイビュー）

当社が提供する現場観測支援サイトで、具体的には、観測場所はネットワークが利用可能か、ネットワーク機器が通信できる状態か、概略位置情報の着信状況はどうか、どの測位衛星を使用しているか、観測中の測位品質はどうか、仮想点方式か電子基準点方式かどちらを使っているか、電子基準点RTK使用時にどの電子基準点を使用しているか、観測位置情報（緯度、経度、高さ：楕円体高）や地図表示、その他が確認できるサービスです。料金プランが年間契約・月額・従量プランでご契約のお客さまは無償でご利用いただけます。

※24 マルチGNSS測量

マルチGNSS測量とはGPS、準天頂衛星システム、GLONASS及びGalileoの人工衛星からの信号を用いて位置を決定する測量のことを言います。

※25 ネットワーク型RTK

ネットワーク型RTKとは、お客さまが現場で取得した衛星データと、周辺の電子基準点の観測データから作成された補正情報を組み合わせ、リアルタイムでセンチメートル級の測量を効率的に行う方式です（RTK：リアルタイムキネマティック）。お客さまが現場に基地局（基準点）を設置する必要はありません。当社はこの補正データを生成し配信しています。

※26 地籍測量

土地登記に必要な所有者、地番、地目の調査や境界、地積（水平面上に投影した土地の面積）の測量のことを言います。

※27 出来形測量

工事施工が完了した部分の測量のことを言います。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
16 (2)	47.0	8.9	7,344,236

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（顧問）は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業は、G N S S 補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておられません。なお、労使関係は円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は「高品質な位置情報の提供により安心・安全な社会づくりに貢献する。」というミッションのもと、「リアルタイムかつ高精度な位置情報サービスで事業を拡大する。」をビジョンとして掲げており、お客さまの課題に対して、当社のリアルタイムかつ高精度な位置情報サービスと知見でアプローチすることによって、最適なサービスを追求し、課題解決を目指し、また、これまでの分野・業界にとどまらず、必要とされる新しい分野・業界へもアプローチを継続し、当社のサービスを拡大してまいります。

(2) 経営環境及び経営戦略等

当社が事業展開しているGNSS補正情報配信サービス等は、従来、道路や建物の建設前の位置情報取得や、不動産登記時に行われる筆界（土地の範囲、区画）の特定、土木工事や造成工事など、土を掘削したりする時に土量の体積の計算のためなど、主に測量領域で必要とされており、当社の売上も測量分野での利用を目的としたものが中心となっておりました。高精度の測位を可能とするGNSS機器の低価格化やIoTの広がり、測位技術の発達により、高精度の位置データの活用領域は広がりつつあります。農林水産省によるスマート農業の推奨、国土交通省による『i-Construction』を機会としたICT化の推奨など、高度な情報通信社会を支えるインフラとして大きく期待されています。当社は従来からの測量領域での事業を拡大しつつも、高精度の位置情報等を用いた更なる分野（i-Construction、IT農業、ドローン点検等といった領域）での高精度な位置補正情報の配信を進めることで事業を拡大してまいります。当社では、拡大していくことができると考える経営環境面からの要因については、以下の表のとおりと認識しております。

	社会的要因	政治的要因	技術的要因	経済的要因
測量	地球温暖化の影響による災害の広域化と激甚化。	政府の国土強靱化政策による対策と予算増。2020年から5年間で15兆円。	ドローンレーザー測量等による作業の効率化。	測量設計単価の増大、携帯端末での測量増加。
土地家屋調査	空き家問題に係る登記上の問題点。	2018年3月9日、政府は「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」を閣議決定。	GNSS測量の単点観測法により登記に掛かる作業を行うことが可能に。	土地登記に関わる人数の減少。一人で測量できる機器の必要性。
土木ICT施工	地球温暖化の影響による災害の広域化と激甚化。防災の関連から土木工事が必要。	国土交通省が進めるICT施工の工種が広がっており、今後対象工種の拡大が検討されている。	GNSSを使用したICT施工用の機材が進化し、無人でも施工ができるように。	中小企業のICT機器導入に向けて政府が補助金を出し、後押しをしている。
IT農業	就業人口が減少し、多くの地方都市で担い手不足が懸念されている。	「農業競争力強化支援法」が、2017年8月1日に施行され農業の構造改革を推進する政策が開始。	GNSSを使用した自動操舵の機器が発売され作業の効率化が図られている。	農業に従事する様々な企業に向けたICT機器の導入支援が行われている。
ドローン	インフラ調査・点検などのニーズや過疎地域における運搬など。	ドローン飛行に関する法律が制定され、2022年12月から目視外飛行のレベル4が解禁となった。	GNSSの高精度位置情報をLTE経由で受けられるようになり、目視外飛行が可能に。	ドローン機材の低価格化により導入が比較的容易に。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響で、建設工事等の遅れが発生した場合、測量や建設工事等のために当社のサービスが使用されるタイミングも遅れるなど一定程度的影響はありますが、それらの時期が遅れるだけであるため、現状の認識として当社の年間を通じた売上への新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であると考えております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な利益成長を目指し、継続的に事業拡大をさせるため、事業の成長性や収益性の向上に取り組んでいることから、期末時点のリアルタイムデータ配信における契約数を重要な経営指標としております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について

当社は、GNSS測位における補正情報配信サービス等を展開する企業として、日々刻々と変化するお客さまのニーズに応えることができるよう注力しておりますが、GNSS補正情報配信サービス等事業の単一セグメントである当社は、業界の景気動向等に左右される可能性があります。今後も当社のサービスの利用領域を拡大しながら、中期経営計画である「衛星測位技術の多様化に対応したオリジナル商品の開発とビジネス化」を推進するため、事業上及び財務上の対処すべき課題として以下の施策に取り組んでいく方針であります。

① GNSS測位における補正情報配信サービス等の業者としてブランドの確立

当社のGNSS補正情報配信サービス等は、提供する位置情報等の精度や安定性、お客さま対応能力等、サービスへの信頼が重要となっております。当社は高精度で安定した配信を可能とするためにバックアップ体制の強化を進めるとともに、従来からのお客さま向けの当社の営業力並びに営業組織力の強化も進めてまいります。加えて、新たに高精度の位置情報が必要とする市場に対しても積極的かつ適切な営業活動をするともに、新しいサービスの開発をすすめてまいります。

当社は、これらの施策を取ることで、過剰な価格競争に陥ることなく、顧客満足度の更なる拡大、提供するサービスの拡充による当社ブランドの確立に取り組んでまいりたいと考えております。

② お客さまのニーズを汲み取った高精度補正情報ビジネスの開拓

当社では、GNSS補正情報配信サービス等でのさらなるビジネス展開を図るため、きめ細やかな営業活動においてお客さまのニーズを的確に把握し、増加する個別案件、コンシューマ案件に対し、実現可能な具体案・実証実験等を提案するとともに、当社内においてもその実現性を検討し、お客さまと実証実験を重ね、課題を解消してビジネス化につなげていくように鋭意努めております。また、高精度補正情報サービスを利用したビジネス開拓を目指し、補正情報の高度化・高付加価値化のための設備の新設や増強、さらには、お客さまのニーズに合致した通信装置の開発、解析エンジン(運用)バージョンアップ対応等も適宜行い、オリジナル商品の開発、ブロードキャスト配信等の実現化を目指してまいりたいと考えております。

③ 取次店並びにビジネスパートナーとのリレーション強化

当社では、少数の営業人員で多くのお客さまをカバーすべく、全国にある測量機器メーカーの取次店(GNSS受信機販売店)や業務提携等を締結しているビジネスパートナーとのリレーションを活かして、お客さまの獲得、既存のお客さまのフォローアップを行っております。全国各地に拠点を持つ取次店やビジネスパートナーとの協力体制を構築するためには、Web会議等を活用し、1件でも多く取次店やビジネスパートナーと接点を増やす必要があると考えております。全国をカバーするためにIT化による効率性を重視しながらも、取次店及びビジネスパートナーとのさらなるリレーション強化に努めてまいりたいと考えております。また、業界動向、技術情報についての知識向上のため、取次店に対して勉強会等も実施しております。

④ 測量分野以外へのさらなる展開

当社では、現在も測量分野以外への展開を積極的に行っておりますが、今後、更なる普及・拡大が予想される情報化施工分野で建機、レンタル会社等への提案外交、J-VIEW®開発やコールセンター設置等サポート体制の充実、ICT土木を推進する自治体・企業へのサポート、ネットワーク型GNSS測位の普及活動等を継続的に実施しております。大規模展示会への自社出店、大手地域販売店の展示会への参加、自治体・企業へのサポート等、全国規模でユーザーからの課題を共有し、常に密な情報交換を行っております。また、ドローン分野、IT農業分野に加え、物流・防犯・点検等の分野のビジネスパートナーの拡大も進めてまいります。また、ビジネスパートナーの拡大と連携、新サービスの投入及び協調キャンペーン等を行うことにより、当社のサービスが必要となる事業領域のすそ野拡大により収益基盤の強化を一層図ってまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社が今後も事業の継続や拡大を進めるためには、現状の体制に満足することなく、常に事業や組織運営上の課題や問題点の把握・集約・改善が必要であり、そのためにもコンプライアンスの遵守や経営管理体制の構築はもとより、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しております。

この課題に対処するために、今後は全役職員向けに定期的な教育研修等を行い、コンプライアンスの遵守及び経営管理体制の重要性について周知を図っていくとともに、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆さまをはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と考え、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と労働生産性の向上

当社の衛星測位分野におけるビジネスは、新規参入を含め競争・多様化が進行しており、業容拡大または持続的な企業成長を実現するためには、専門的知見を有する高付加価値な能力を兼ね備えた人材をより多く確保するとともに、労働生産性を継続的に改善していくことが必要であると考えております。そのため、当社では、人員計画に応じた優秀な人材を確保するために継続的な採用活動を行い、従業員への教育・研修体制の充実に努めるとともに、各部門の業務効率化・省力化を目的に各種業務システム等の構築及び連携を行うことで、全社的な生産性の向上に努めてまいります。

⑦ 財務上の課題

当社は、基本的に自己資金及び営業キャッシュ・フローによる安定的な財務基盤を確保しており、優先的に対処すべき財務上の課題はありません。ただし、今後の成長戦略の展開に伴い、内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの拡大で、さらに財務体質を強化するとともに、株式市場からの必要な資金確保と金融機関からの融資等を選択肢とする等により多様な資金調達を図って参ります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。ただし、これらは当社に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見し難いリスクも存在します。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) G N S Sへの依存について（顕在化の可能性：低、影響度：大）

当社が提供するサービスは、国土地理院が取得する電子基準点におけるG N S Sのデータを利用して、お客さまが取得するG N S Sのデータを解析することによって成り立っており、G N S Sのデータを取得できることが前提となっております。当社は、配信システム等のサーバーを冗長化し配信を停止しない体制を構築しておりますが、G N S Sの不具合や国土地理院側で何かしらのトラブル等、G N S Sからのデータ取得ができない場合は、売上の減少等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社が利用するデータの入手先とその依存について（顕在化の可能性：低、影響度：大）

電子基準点は、国土地理院が設置しているG N S Sの連続観測点です。連続観測点では、24時間G N S S衛星から測位信号を受信して、全国の地殻変動を調べるために位置座標が追跡されています。この電子基準点のリアルタイムデータは、G N S S測量の基準点データとして使えるように2002年5月から民間開放されています。国土地理院から日本測量協会へリアルタイムデータの提供が行われ、日本測量協会にてデータの品質検査や遅延を監視し、民間の位置情報サービス事業者に配信しています。

当社は、その日本測量協会から入手する電子基準点データを利用して補正データを算出・配信しております。同データは日本測量協会のみからの提供であり、依存度が高いものとなっております。当社は、入手したデータ自体を当社側でも管理し、例えば、万が一ある基準点からのデータが受信できない、もしくは、データの受信が不安定等の状況が見受けられたりした場合、当社から日本測量協会へ連絡をし、主体的に状況を確認するなど対応しております。また、常日頃から国土地理院や日本測量協会を訪問し、各状況のヒアリングを行い、積極的にコミュニケーションを取るなどして協力体制を構築し、万が一の際のトラブル等の回避もしくは最小限の影響に収まるよう努めております。しかし、日本測量協会側で何かしらのトラブルや、国土地理院、日本測量協会が今後同データの配信価格の変更や停止等をした場合は、売上の減少等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 小規模組織であることについて（顕在化の可能性：低、影響度：中）

当社は、小規模組織であるため、業務執行については、役員を含む各部門の責任者が重要な役割を担っております。また、小規模組織であるため、内部管理体制もこのような組織に応じたものとなっております。今後に関しては、当社の事業規模の拡大、サービスの多様化等に対して、必要なガバナンス状況を適切に把握し、体制の見直しや人員補強、従来の業務の自動化、I T化等の必要な対応を取る考えであります。しかしながら、今後の規模の拡大やサービスの多様化等に応じた適切な内部管理体制や業務執行体制を柔軟に変化させることができない場合、当社の企業競争力や事業推進力に何かしらの影響が出る可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システム障害等について（顕在化の可能性：低、影響度：大）

当社のG N S S補正情報配信サービス等は、通信ネットワークを通じてサービスを提供しております。当社では、配信システム等のサーバーを冗長化し、配信を停止しない万全の体制を構築しておりますが、当社の予想を遥かに超える災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合、サーバー機能が停止した場合、コンピュータウイルスによる被害にあった場合、ソフトウェアに不具合が生じた場合等によりサービスが提供できなくなる可能性があり、売上の減少等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合他社による影響について（顕在化の可能性：中、影響度：中）

当社は、高品質の補正データを安定的に配信することにより、お客さまからの信頼を獲得し、同業界での優位性を高めております。また、特許の取得にも積極的に取り組んでいるものの、新規参入の障壁は必ずしも高いものとは言えず、高精度の位置補正情報のニーズの拡大に伴い競合他社は増加しつつあります。そのため、競合他社との品質や価格の競争が激化した場合には、売上の減少等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 許認可について（顕在化の可能性：低、影響度：大）

当社は、事業を営む上で許認可等を取得しており、かかる許認可等に基づく基準を遵守する取り組みを行っています。

「測量法」・・・この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的としています。当社は、測量法第30条

（測量成果の使用）の規定により、毎年、『測量成果の使用承認申請書』を国土地理院に提出し、承認を得ております。なお、測量法第30条第2項において、申請を行った場合でも、①申請手続が法令に違反している、②当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でない、これらに該当する場合は、承認を受けることができません。

「リアルタイムデータ配信契約約款」・・・この契約約款は、日本測量協会の行う電子基準点リアルタイムデータ（国土地理院が設置した電子基準点からリアルタイムに得られるGNSS観測データ）の配信、及び事業者等がデータを処理・加工したデータ（いわゆる「補正データ等」。）の利用に関する契約について定められております。当社は、当該約款第5条の規定により、毎年、『補正データ等配信事業計画書』を提出し、承認を得ております。

なお、将来において、法令の変更や、許認可等の有効期限到来時の更新のため、更なる対策を講ずる費用が生ずる可能性があります。また、将来の事業領域の拡大の際に新たな許認可等取得の必要性が生ずる場合には、許認可等取得のための対策費用が生ずる可能性があります。さらに、何らかの原因で許認可等の更新が適切に行われない場合、当社の事業運営に支障をきたす可能性があります。それらに対して当社は、事業に関わる業界の管轄官庁や業界団体等とも日頃から一定のコミュニケーションをとることで正確な情報収集に努め、また、重要な法令違反等はなく、継続的な手続き等においても、随時、適宜・適切に対応するようにしており、本項目におけるリスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、将来的に当社業務に係る各種法令や実務慣行、解釈等の新設や変更等があった場合、もしくは、これらの可能性が顕在化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 技術革新に関するリスクについて（顕在化の可能性：低、影響度：中）

GNSS補正情報配信サービス等の市場において、特に測量業界のように高精度を必要とする事業については、現時点では、衛星測位技術が完成し利用されているので、それに代わる代替技術の創出等についての可能性は低いと考えております。当社自身も常に業界の動向を注視し、引き続き新しい技術によるサービスの研究開発を続けるとともに、必要に応じて迅速に技術革新に対応するため適時に事業戦略を見直してまいります。

現在のGNSSを用いた位置情報の取得方法に代わる新しい技術が開発され技術革新に対応するための相当な開発費用が発生する場合や、適切な対応ができない場合は当社サービスの競争力が相対的に低下する可能性があります。現在、当社としてはそのような技術があることは認識していないものの、将来に実在するようになった場合には、そのための開発コストが大きく増加する可能性が免れないため、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権について（顕在化の可能性：低、影響度：小）

当社は、当社のサービス名等について商標登録を行っている他、測量システム並びに測量方法、仮想基準点の補正方法及び測量方法についても特許の登録を行っております。当社が使用する知的財産について、現時点において第三者の知的財産権を侵害するものはないと認識しております。今後も、事業活動において、第三者の特許権、商標権等の知的財産権を侵害しないよう、外部の専門家の知見も踏まえながら、適切な管理に努めてまいります。しかしながら、仮に当社が第三者の知的財産権を侵害した場合は、当該第三者より、損害賠償請求、使用禁止請求等が発生する可能性があります、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 業績の季節変動について（顕在化の可能性：高、影響度：小）

当社のサービスは建設現場などで利用されることが多いですが、建設業等は国及び地方自治体等の公共事業予算の影響を受けることが多々あります。毎年4－6月については、国及び地方自治体等の会計年度では年度初めに当たるため、予算執行等が緩やかに進み、その後年末に向けて増加していく傾向があります。これを当社（9月決算）に当てはめると、第1四半期（10－12月）の売上が他の時期に比べ高くなる傾向があり、その後、春先及び第3四半期（4－6月）の売上がやや下がり気味になる傾向がございます。当社は国及び地方自治体等の動向を検討して事業計画を作成しており、今後はこういった公共事業予算に連動しない業界への売上比率を拡大していくことを想定しております。また、国及び地方自治体等も年間を通して予算執行の平準化を推奨してきております。徐々にその傾向は現れてきてはいるもののすぐに大きく変化するわけではないため、国及び地方自治体

の予算執行状況が、各四半期における売上高に影響し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 主要株主との関係について（顕在化の可能性：低、影響度：中）

当社の主要株主である南安子、南尚子の両氏においては、今後についても継続保有する旨の意向を確認しております。株式会社トブコンについては、当社の業務提携かつ取引先であり、今後についても継続保有する旨の意向を確認しております。当社といたしましても、これらの主要株主は今後も当社にとっての安定株主であると認識しており、継続保有をして頂けるよう当社企業価値の向上に努めてまいります。将来的に何らかの事情により、主要株主の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 個人情報の取り扱いについて（顕在化の可能性：低、影響度：中）

当社が保有する利用者等の個人情報、特定個人情報及び顧客企業に関する情報の取り扱いについては、厳重に社内管理を行っております。また、2022年1月27日付にて第三者認証機関の外部審査により、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格である「JIS Q27001:2014（ISO/IEC 27001:2013）」の認証を取得しており、ISMSを適切に構築・運用し、重要な情報資産の機密性や完全性、可用性の確保を高いレベルで実現しております。しかしながら、不正アクセス者等からの侵入や、万が一にも個人情報等が外部に漏洩し、不正使用される可能性が完全に排除されているとはいえません。したがって、このような事態が起こった場合には、当社への損害賠償請求や信用の失墜により、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新型コロナウイルス感染症等に関するリスクについて（顕在化の可能性：低、影響度：小）

現時点において、当社における新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらず企業活動の停滞が長期化することにより、当社の主要なお客さまが属する業界において、事業活動等の自粛や縮小等が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、テレワークや時差出勤の実施、出張を伴う遠方への営業活動の縮小等の対策を行ってまいりましたが、経済活動が正常化に戻りつつある中、徐々に当社内における活動の縮小も解消し活発化させてきております。しかし、当社の従業員に感染者が発生し企業活動の停止を余儀なくされることになったり、感染拡大が再び起こり新規受注の減少やお客さまと合意した製品・サービスの提供が困難となった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（顕在化の可能性：中、影響度：小）

当社は、当社の役員、従業員に対するインセンティブを目的として、ストックオプションによる新株予約権を付与しており、本書の提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式の割合は16.52%となっております。これらの新株予約権が行使された場合、既存株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」をご参照下さい。

(14) 調達資金の使途について（顕在化の可能性：低、影響度：小）

当社が計画している自己株式の処分による調達資金の使途については、設備投資及び人材確保のための人件費や採用費に充当する予定であります。しかしながら、急速に変化する経営環境へ柔軟に対応していくため、当初の計画を変更し、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性もあり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 当社株式の流動性について（顕在化の可能性：中／影響度：中）

当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しており、上場に際しては、公募による自己株式の処分及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において25.3%にとどまる見込みです。

今後は、既存株主への一部売出しの要請、新株予約権の行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせ等により、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第22期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は2,506,480千円となり、前事業年度末と比較して343,632千円の増加となりました。これは主に、利益の計上に伴う現金及び預金の増加327,373千円、売上高増加に伴う売掛金の増加2,755千円及び商品の増加15,447千円によるものであります。固定資産は178,629千円となり、前事業年度末と比較して59,871千円の減少となりました。これは主に、工具、器具及び備品の取得による増加19,589千円及び減価償却費の増加による減少69,029千円によるものであります。この結果、総資産は、2,685,109千円となり、前事業年度末と比較して283,760千円の増加となりました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は354,464千円となり、前事業年度末と比較して68,536千円の増加となりました。これは主に、事業の拡大による未払法人税等の増加35,293千円、未払消費税等の増加30,264千円、買掛金の減少10,977千円、返済による1年内返済予定の長期借入金の減少10,842千円によるものであります。固定負債は42,963千円となり、前事業年度末と比較して4,818千円の増加となりました。これは、役員退職慰労引当金の増加8,964千円によるものであります。この結果、負債合計は397,427千円となり、前事業年度末に比べ73,354千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産は2,287,681千円となり、前事業年度末と比較して210,406千円の増加となりました。これは、当期純利益を412,231千円計上したことと、剰余金の配当を40,425千円計上したことにより、繰越利益剰余金が371,806千円増加したことによるものであります。

第23期第1四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

（資産）

資産総額は前事業年度末と比べて10,022千円増加し、2,695,132千円となりました。これは主に、流動資産のうち現金及び預金が34,783千円増加し、固定資産のうち、有形固定資産が主に減価償却により11,780千円減少、投資その他の資産が8,692千円減少したためであります。

（負債）

負債総額は前事業年度末と比べて79,599千円減少し、317,828千円となりました。これは主に、流動負債のうち、未払法人税等が63,492千円減少、未払消費税等が10,272千円減少したためであります。

（純資産）

純資産額は前事業年度末と比べて89,621千円増加し、2,377,303千円となりました。これは四半期純利益を127,625千円計上したことによる増加と配当金の支払38,004千円の減少によるものであります。

② 経営成績の状況

第22期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の減少傾向から、経済活動の再開・回復へ期待が強まり、緩やかながらも景気は持ち直しの動きが続きました。しかし、世界的な政治情勢の変動による資源価格の高騰や物価高騰が地政学リスクも踏まえ日本経済にも波及し先行きは引き続き不透明な状況が続いております。

衛星測位分野のビジネス環境は、2018年11月以降の準天頂衛星からのセンチメートル級無償測位補強サービス（C L A S）の開始や大手携帯キャリアによる高精度測位ビジネスへの参画など大きく変化しており、市場の多様化と競争はさらなる拡大が予想されます。さらにはロシアウクライナ紛争による世界経済への影響、新型コロナウイルス感染症の長期化・再拡大による景気減速、世界的な半導体不足、エネルギー資源の高騰等、事業環境は厳しさを増しています。

このような状況下において当社は、継続的な事業拡大と企業体質の強化に取り組み、S S R（※1）配信の実現、配信を停止しないシステムの増強、運用強化、V R S・S S Rの移動体実験、新技術の自社開発、レンタル会社や道路会社、ゼネコン等への積極的な提案外交を進め、ドローンサービス、I T農業分野での連携強化等のサービス展開、C P T r a n s－G L W（G N S Sチップ搭載）による位置情報サービス実現を目指し活動してまいりました。また、信頼性向上と情報セキュリティ保全のためI S M S（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得を行っております。

業績面においては、一般測量分野は、年末年始以降の冬型の気圧配置により、北日本・日本海側を中心に記録的な豪雪・寒波が続いたことで稼働率が低下しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国規模で予定されていたGNSSメーカー主催の地域販売店の展示会や講習会等が中止になり、当社の営業活動も引き続き影響を受ける場面が多くありましたが、反面、ユーザー数や利用時間数は順調に拡大いたしました。また、国土交通省が推進する情報化施工推進戦略による拡大傾向が続く情報化施工関連分野では、大手通信会社が新たに位置情報サービスを開始する等、当社にとって懸念される材料はありましたが、当社のお客さまのサービス利用時間等には影響なく、また、他レンタル会社向けにおいてはユーザー数や利用時間ともに順調に拡大するなどしました。その結果、売上高は1,162,160千円（前期比10.5%増）と7年連続過去最高の売上を更新いたしました。利益につきましては、人員増や内部管理体制の強化等で販売費及び一般管理費が増加した影響はありましたが、営業利益596,240千円（前期比15.9%増）、経常利益596,801千円（前期比16.0%増）、当期純利益412,231千円（前期比16.0%増）と、それぞれ前期比2ケタ増益を実現することができ、営業利益、経常利益及び当期純利益の全てにおいても、過去最高益となりました。

なお、セグメント別の業績につきましては、当社はGNSS補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

※1 SSR（読み：エスエスアール）

State Space Representation の略語であり、GNSS測位で使用する各衛星の状態や地域毎の大気の状態を表現したモデルであり、PPP（※2）と呼ばれる精密単独測位やPP-RTKと呼ばれる精密単独測位型RTKを行うために必要な補正情報となります。

※2 PPP（読み：ピーピーピー）

Precise Point Positioning の略語であり、精密単独測位のことをいいます。GNSS衛星の精密軌道・時刻推定による補正データを使用してセンチメートルレベルの精度で単独測位を行う方法になります。

第23期第1四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

当第1四半期累計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限の解除等から緩やかに持ち直しつつある状況ではありましたが、新型コロナウイルス第8波等による感染再拡大やウクライナ情勢に起因した世界的な資源及び原材料価格の高騰、更には、約32年ぶりとなる1ドル＝150円台を付けた急激な円安に起因する輸入品価格の上昇等も加わり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

衛星測位分野のビジネス環境は、引き続き未来に向かって大きく変化してきている状況にあり、ビジネスの多様化・競争は一層活発化してきておりますが、世界的な半導体不足の影響により測量機器の調達に若干影響が残る形となっております。

このような状況下において、当社は、当第1四半期累計期間においてもGNSS補正情報配信サービス等を事業ドメインの中核として、高精度の位置補正データを、高品質かつ安定的に、また、高付加価値のサービスとして展開するビジネスに邁進しております。引き続き、継続的な事業拡大と企業体質の強化に取り組み、配信を停止しないシステムの増強、運用強化、移動体実験、レンタル会社や道路会社、ゼネコン等への積極的な提案外交を進め、ドローンサービス、IT農業分野での連携強化等のサービス展開等を行っております。

業績面においては、一般測量分野においては、当第1四半期累計期間中の12月中旬からクリスマス前後にかけて冬型の気圧配置の影響で、北日本・日本海側中心に予想を超える豪雪と寒波が襲来し、当社の補正データをご利用になるお客様が物理的に屋外での活動に制限が出てしまうなどの影響もありましたが、四半期を通しては、新規顧客件数、お客さまの利用時間並びに定額制でご利用いただけるお客さまの数は順調に増加いたしました。情報化施工関連は、引き続き、国土交通省が推進する情報化施工推進戦略による拡大傾向が続いており、大手携帯キャリアの参入等による懸念材料も残ってはおりますが、当社においては、豪雪と寒波の影響を除いては、お客さまのサービス利用時間等には影響なく、レンタル会社等向けの取扱いに関してはユーザー数や利用時間ともに引き続き順調に拡大しております。その結果、売上高は312,064千円、営業利益は182,869千円、経常利益は182,893千円、四半期純利益は127,625千円となりました。

なお、セグメント別の業績につきましては、当社はGNSS補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第22期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ、327,373千円増加し、2,295,403千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払額154,816千円により資金が減少した一方で、税引前当期純利益を596,511千円、減価償却費を75,595千円計上したことにより増加した影響で、563,168千円の増加（前事業年度は399,718千円の増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による17,570千円の支出により、19,245千円の減少（前事業年度は207,660千円の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出14,988千円、配当金の支払額40,160千円、自己株式の取得による支出161,400千円により、216,548千円の減少（前事業年度は236,590千円の増加）となりました。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第22期事業年度及び当第1四半期累計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。なお、当社は、G N S S補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、データ配信サービスと通信機器販売等にサービスを区分して記載しております。

当事業年度及び当第1四半期累計期間の販売実績を単一セグメント内の項目ごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)	前年同期比 (%)	当第1四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2022年12月31日)
データ配信サービス（千円）	1,110,686	108.9	303,415
通信機器（千円）	51,474	159.5	8,648
合計（千円）	1,162,160	110.5	312,064

（注）1. 当社の事業区分は、G N S S補正情報配信サービス等事業の単一セグメントです。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合について、当事業年度及び当第1四半期累計期間において当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上の販売先が存在しないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。その作成において、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を及ぼす見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況」に記載しておりますが、重要な会計上の見積りを要する項目はないと判断しております。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、当事業年度における重要なものはありません。なお、会計上の見積りに関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が、当社の業績に与える影響は軽微であると判断しております。

② 経営成績の分析

当社の報告セグメントは、G N S S 補正情報配信サービス等事業のみであるため、セグメントごとの記載はしていません。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（売上高、売上原価、売上総利益）

売上高については、一般測量分野は、年末年始以降の冬型の気圧配置により、北日本・日本海側を中心に記録的な豪雪・寒波が続いたことで稼働率が低下しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国規模で予定されていたG N S S メーカー主催の地域販売店の展示会や講習会等が中止になり、当社の営業活動も引き続き影響を受ける場面がありましたが業績面への影響は少なく、ユーザー数や利用時間数は順調に拡大いたしました。また、国土交通省が推進する情報化施工推進戦略による拡大傾向が続く情報化施行関連分野では、大手通信会社が新たに位置情報サービスを開始する等、当社にとって懸念される材料はありましたが、当社のお客さまのサービス利用時間等には影響なく、また、他レンタル会社向けにおいてはユーザー数や利用時間ともに順調に拡大するなどしました。その結果、売上高は1,162,160千円となりました。売上原価については通信機器の新機種切替等により商品が15,448千円増加しましたが、サーバー保守費用の見直しにより支払手数料が6,952千円、サーバー等の固定資産の減価償却費が6,025千円減少した為、67千円の減少となり279,855千円となりました。その結果、売上総利益は882,304千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は286,063千円となりました。主に管理体制整備に伴う人員増加による人件費15,780千円の増加により、28,394千円の増加となりました。その結果、営業利益は596,240千円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

営業外収益は936千円となりました。保険配当金の増加399千円により422千円の増加となりました。営業外費用は374千円となりました。主に為替差損170千円の増加により、64千円の増加となりました。その結果、経常利益は596,801千円となりました。

（特別利益、特別損失、法人税等合計、当期純利益）

特別利益は発生しておりません。特別損失は固定資産除却損の発生により290千円となりました。法人税等合計は25,139千円増加となり184,279千円となりました。その結果、当期純利益は412,231千円となりました。

第23期第1四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

（売上高、売上原価、売上総利益）

売上高については一般測量分野においては、当第1四半期累計期間中の12月中旬からクリスマス前後にかけて冬の気圧配置の影響で、北日本・日本海側中心に予想を超える豪雪と寒波が襲来し、当社の補正データをご利用になるお客様が物理的に屋外での活動に制限が出てしまうなどの影響もありましたが、四半期を通しては、新規顧客件数、お客さまの利用時間並びに定額制でご利用いただけるお客さまの数は順調に増加いたしました。情報化施工関連は、引き続き、国土交通省が推進する情報化施工推進戦略による拡大傾向が続いており、大手携帯キャリアの参入等による懸念材料も残ってはおりますが、当社においては、豪雪と寒波の影響を除いては、お客さまのサービス利用時間等には影響なく、レンタル会社等向けの取扱いに関してはユーザー数や利用時間ともに引き続き順調に拡大しております。その結果、売上高は312,064千円となりました。売上原価については主に支払手数料、減価償却の発生により58,135千円となりました。その結果、売上総利益は253,929千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は71,059千円となりました。主に人件費、支払報酬によるものです。その結果、営業利益は182,869千円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

営業外収益は28千円となりました。主に為替差益となります。営業外費用は4千円となりました。こちらは支払利息によるものです。その結果、経常利益は182,893千円となりました。

（特別利益、特別損失、法人税等合計、四半期純利益）

特別利益及び特別損失の発生はありません。また法人税等合計は55,267千円となりました。その結果、四半期純利益は127,625千円となりました。

③ 財政状態の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」をご確認ください。

④ キャッシュ・フローの状況の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」をご確認ください。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照下さい。

⑥ 資本の財源及び資金の流動性

当社における資金需要は、主として運転資金とGNSS測位における位置情報の補正データを配信するサービスにおける設備投資であります。運転資金需要のうち主なものは、売上原価である商品原価、労務費、支払手数料等の経費や販売費及び一般管理費である人件費、販売手数料等であります。設備投資のうち主なものは配信サーバーの増強でございます。これらの資金需要については、上場時における調達資金を活用するとともに、自己資金及び場合によっては金融機関からの長期借入金による調達資金を充当することも選択肢の一つとして検討の視野には入っております。自己資金及び上記の資金調達を併用することにより、当社の事業を継続していくうえで十分な手許流動性を確保するとともに、必要とされる運転資金及び設備投資資金を調達することは可能であると判断しております。

⑦ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、持続的な利益成長を目指し、継続的に事業拡大をさせるため、事業の成長性や収益性の向上に取り組んでいることから、期末時点のリアルタイムデータ配信における契約数を重要な経営指標として、持続的な事業拡大と企業価値向上を目標に、各経営課題に取り組んでおります。過去5ヵ年においても契約件数は順調に拡大しており、直近期においても、高精度な補正データを必要とする用途先の広がり等により堅調に拡大しております。なお、配信方法や1社当たりの契約件数等を踏まえ、提供料金（単価）は一律ではなく、今後、契約件数の増加割合に対して、売上の増加割合が小さくなる場合もございます。

各事業年度末日の契約数は次のとおりであります。

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
期末契約数 (件)	5,299	6,064	6,678	7,393	7,903

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第22期事業年度（自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日）

該当事項はありません。

第23期第 1 四半期累計期間（自 2022年10月 1 日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第22期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当事業年度における設備投資の総額は19,589千円となりました。その主なものは、配信を停止しないためのシステムの増強・運用強化のためのネットワーク機器リプレースによるものです。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社は、GNSS補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第23期第1四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

当第1四半期累計期間における重要な設備投資、除却、売却等はありません。また、当社は、GNSS補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	統括事業施設	158	870	92	1,121	10
技術センター (大阪府吹田市)	データ配信設備	—	32,758	3,180	35,938	7

- (注) 1. 本社オフィスは賃借しており、その年間賃借料は、11,267千円であります。
2. 技術センターは賃借しており、その年間賃借料は、2,712千円であります。
3. KDDI新宿データセンター（東京都新宿区）にデータ配信設備を設置しております。なお、当該設備の工具、器具及び備品帳簿価額85,388千円、ソフトウェア帳簿価額は9,784千円であります。
4. 従業員数は、臨時雇用者数（顧問）2名を含めて記載しております。
5. 当社はGNS補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2023年2月28日現在)

(1) 重要な設備の新設

所在地	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
KDDI 新宿 データセンター	配信サーバー	60,000	—	自己株式処分 資金、又は、 自己資金及び 借入金	2023年 4月	2024年 4月	(注) 1
関西圏	私設 電子基準点	24,000	—	自己株式処分 資金、又は、 自己資金及び 借入金	2023年 5月	2023年 8月	(注) 1
関東圏	私設 電子基準点	42,000	—	自己株式処分 資金、又は、 自己資金及び 借入金	2024年 1月	2024年 4月	(注) 1
KDDI 新宿 データセンター	配信サーバー	90,000	—	自己株式処分 資金、又は、 自己資金及び 借入金	2024年 3月	2024年 10月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社はGNSS補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	56,000,000
計	56,000,000

(注) 当社は、2023年2月9日開催の臨時株主総会決議により、2023年2月10日付株式分割に伴う定款の変更を行い、普通株式の発行可能株式総数は55,980,000株増加し、56,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,195,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	14,195,000	—	—

(注) 1. 当社は、2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が14,180,805株増加して14,195,000株となっております。

2. 2023年2月9日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権 2017年12月19日定時株主総会決議（2018年9月開催の取締役会決議）

決議年月日	2018年9月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 11
新株予約権の数（個）※	1,345（注）4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,345 [1,345,000]（注）4、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	100,000 [100]（注）5、6
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年12月20日 至 2027年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 100,000 [100] 資本組入額 50,000 [50]（注）6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 最近事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、付与対象者1名の取締役退任及び監査役への就任、1名の取締役就任、1名の退職により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社使用人10名となっております。

- (注) 1. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について以下に定める取得条項に該当する事由が発生していないことを条件とする。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合はこの限りではない。
- ・当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は、残存する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ・新株予約権者が次の①ないし③のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 当社の取締役又は監査役
 - ② 当社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他の名目の如何を問わず当社との間で委任請負等の継続的な契約関係にある者
 - ・新株予約権者につき、次の①ないし⑪のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合
 - ③ 新株予約権者が割当を受けた新株予約権の一部又は全部を当社の取締役会の承認を得ずに、譲渡、質入その他の処分をした場合
 - ④ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ⑤ 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ⑥ 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - ⑦ 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑧ 新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑨ 新株予約権者につき破産その他これらに類する手続き開始の申立てがあった場合
 - ⑩ 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑪ 新株予約権者が新株予約権の要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
 - ・新株予約権者が当社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後に係る身分を有するに至った場合を含む）において、次の①又は②のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合
 - ・新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
 - ・各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権 1 個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。
2. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。本新株予約権の質入その他の処分は、これを認めない。
3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において、残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。交付する新株予約権の条件については、合併契約等において定める。
4. 当社が、新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとし、かつ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換もしくは株式移転を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数について、当社は合理的な範囲で適切に必要と認める調整を行うものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。調整後の行使価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生のとき以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 2) 新株予約権発行後、本項5) ①もしくは②に掲げる事由が生ずる場合又はその可能性がある場合は次の行使価額調整式をもって行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 3) 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

- 4) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後速やかに、新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知する。

- 5) 本項2) に定める行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の①又は②に定めるところによる。

①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又は株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする 当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合

調整後の行使価額は、その新株予約権若しくは証券の発行日、又は株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権若しくは証券の全ての行使がなされたものとみなし、行使価額調整式における「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株の発行価額を使用して計算される額とし、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。

- 6) 上記5) に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は対象者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき

②前号のほか、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき

③いずれかの新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く

6. 当社は、2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権 2020年12月18日定時株主総会決議（2021年9月開催の取締役会決議）

決議年月日	2021年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 11
新株予約権の数（個）※	600（注）4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 600 [600,000]（注）4、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	200,000 [200]（注）5、6
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年12月19日 至 2030年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 200,000 [200] 資本組入額 100,000 [100]（注）6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 最近事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について以下に定める取得条項に該当する事由が発生していないことを条件とする。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合はこの限りではない。

- ・当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は、残存する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- ・新株予約権者が次の①ないし③のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる
 - ① 当社の取締役又は監査役
 - ② 当社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他の名目の如何を問わず当社との間で委任請負等の継続的な契約関係にある者
- ・新株予約権者につき、次の①ないし⑪のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合
 - ③ 新株予約権者が割当を受けた新株予約権の一部又は全部を当社の取締役会の承認を得ずに、譲渡、質入その他の処分をした場合
 - ④ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ⑤ 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ⑥ 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - ⑦ 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑧ 新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑨ 新株予約権者につき破産その他これらに類する手続き開始の申立てがあった場合
 - ⑩ 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑪ 新株予約権者が新株予約権の要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- ・新株予約権者が当社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後に係る身分を有するに至った場合を含む）において、次の①又は②のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

- ② 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合
- ・新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
 - ・各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権 1 個の一部についてこれを行行使することはできないものとする。
2. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。本新株予約権の質入その他の処分は、これを認めない。
3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において、残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。交付する新株予約権の条件については、合併契約等において定める。
4. 当社が、新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとし、かつ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換もしくは株式移転を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数について、当社は合理的な範囲で適切に必要と認める調整を行うものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。調整後の行使価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生のとき以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 2) 新株予約権発行後、本項 5) ①もしくは②に掲げる事由が生ずる場合又はその可能性がある場合は次の行使価額調整式をもって行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 3) 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。
- 4) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後速やかに、新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知する。
- 5) 本項 2) に定める行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の①又は②に定めるところによる。

①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又は株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額を新株 1 株の発行価額とする 当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合

調整後の行使価額は、その新株予約権若しくは証券の発行日、又は株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権若しくは証券の全ての行使がなされたものとみなし、行使価額調整式における「1 株当たり払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株 1 株の発行価額を使用して計算される額とし、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。

- 6) 上記 5) に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は対象者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき

②前号のほか、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき

③いずれかの新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く

6. 当社は、2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権 2021年12月22日定時株主総会決議（2022年11月開催の取締役会決議）

決議年月日	2022年11月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 9
新株予約権の数（個）※	400 （注）4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 400 [400,000] （注）4、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	220,000 [220] （注）5、6
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年12月1日 至 2031年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 220,000 [220] 資本組入額 110,000 [110] （注）6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 第5回新株予約権の発行日（2022年11月30日）における内容を記載しております。なお、発行日から提出日の前月末現在（2023年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については発行日における内容から変更はありません。

- （注）1. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について以下に定める取得条項に該当する事由が発生していないことを条件とする。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合はこの限りではない。
- ・当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は、残存する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ・新株予約権者が次の①ないし③のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 当社の取締役又は監査役
 - ② 当社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他の名目の如何を問わず当社との間で委任請負等の継続的な契約関係にある者
 - ・新株予約権者につき、次の①ないし⑧のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合
 - ③ 新株予約権者が割当を受けた新株予約権の一部又は全部を当社の取締役会の承認を得ずに、譲渡、質入その他の処分をした場合
 - ④ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ⑤ 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ⑥ 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - ⑦ 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑧ 新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

- ⑨ 新株予約権者につき破産その他これらに類する手続き開始の申立てがあった場合
 - ⑩ 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑪ 新株予約権者が新株予約権の要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
 - ・新株予約権者が当社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後に係る身分を有するに至った場合を含む）において、次の①又は②のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合
 - ・新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
 - ・各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権 1 個の一部についてこれを行行使することはできないものとする。
2. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。本新株予約権の質入その他の処分は、これを認めない。
3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において、残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。交付する新株予約権の条件については、合併契約等において定める。
4. 当社が、新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとし、かつ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換もしくは株式移転を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数について、当社は合理的な範囲で適切に必要と認める調整を行うものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。調整後の行使価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生のとき以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 2) 新株予約権発行後、本項 5) ①もしくは②に掲げる事由が生ずる場合又はその可能性がある場合は次の行使価額調整式をもって行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 3) 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。
- 4) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後速やかに、新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知する。
- 5) 本項 2) に定める行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の①又は②に定めるところによる。

- ①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又は株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額を新株 1 株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合

調整後の行使価額は、その新株予約権若しくは証券の発行日、又は株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権若しくは証券の全ての行使がなされたものとみなし、行使価額調整式における「1 株当たり払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株 1 株の発行価額を使用して計算される額とし、そ

の発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。

6) 上記5) に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は対象者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき

②前号のほか、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき

③いずれかの新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く

6. 当社は、2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年7月30日 (注)1	1,000	14,195	100,000	473,500	100,000	137,500
2023年2月10日 (注)2	14,180,805	14,195,000	—	473,500	—	137,500

(注)1. 有償第三者割当 1,000株

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

割当先 (株)日立産機システム

2. 2023年1月24日開催の臨時取締役会決議に基づき、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。

(4)【所有者別状況】

2023年2月28日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	11	－	－	90	101	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	43,360	－	－	98,590	141,950	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	30.55	－	－	69.45	100	－

(注) 自己株式1,527,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,527,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 12,668,000	126,680	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	14,195,000	—	—
総株主の議決権	—	126,680	—

② 【自己株式等】

2023年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ジェノバ	東京都千代田区神田須田町一丁目34番地4	1,527,000	—	1,527,000	10.76
計	—	1,527,000	—	1,527,000	10.76

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条各号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 (2021年12月22日) での決議状況 (取得期間2021年12月23日～2022年12月22日)	1,000,000	200,000,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2021年10月1日～2022年9月30日)	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	1,000,000	200,000,000
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	100	100
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	100	100

(注) 2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っているため、上記「株式数」は当該株式分割後の「株式数」で記載しております。

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 (2022年5月31日) での決議状況 (取得期間2022年5月31日)	807,000	161,400,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2021年10月1日～2022年9月30日)	807,000	161,400,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っているため、上記「株式数」は当該株式分割後の「株式数」で記載しております。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,527	—	1,527,000	—

(注) 2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っております。

3 【配当政策】

当社では、データセンターの増強や事業に係る設備のメンテナンス等を踏まえた設備投資など、それらは定期的に業務拡大に必要不可欠であるものと認識しており、財務体質の安定性強化と中長期的な成長に繋がる投資への原資とするための内部留保資金を充実させるとともに、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付け、利益水準と財務状況を総合的に勘案して、弾力的な利益還元策を行うことを基本方針としております。

当社は、第20期、第21期（前事業年度）及び第22期（当事業年度）と、3ヵ年継続して期末配当を実施しておりますが、上場後についても、期末配当の実施をベースに安定的に株主の皆さまのご期待に沿えるような剰余金の配当を実施してまいりたいと考えております。中間配当については上場後に資金ニーズや内部留保のバランスなどを勘案した上で検討してまいりたいと考えております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。また、中間配当については定款において、取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定めております。

最近事業年度の配当につきましては、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年12月19日 定時株主総会決議	38,004	3,000

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、お客さま、従業員をはじめとする様々なステークホルダーから「信頼される企業」として支持され続けるために、企業価値並びに株主価値の最大化に努めます。そのためには、社会的な責任を果たしながら持続的な成長を遂げていくことが重要であると認識しております。具体的には、コンプライアンス意識を徹底すべく、会社法上の各種機関等を設置するほか、経営環境の変化に柔軟に対応でき、かつ牽制が利いた内部統制・開示体制を構築し、適切に運営することにあります。株主の権利を重視し、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

② 企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、取締役3名、監査役3名の監査役会設置会社であります。取締役については、3名のうち1名が社外取締役であり、社外取締役1名を独立役員に選任しております。監査役については3名のうち2名が社外監査役であり、社外監査役2名を独立役員に選任しております。

当該機関設計を採用する理由としては、少数精鋭の効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社の事業内容や内部情報に精通している業務執行取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会、また、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外監査役を含む監査役会による経営監視体制による企業統治体制が適切と判断しているためです。

当社の経営上の意思決定、業務執行、監督、内部統制に係る経営管理組織及びコーポレート・ガバナンス体制の状況は次のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は経営上の最高意思決定機関である株主総会にて選任された取締役3名（代表取締役社長河野芳道、代表取締役専務戸上敏、社外取締役長尾隆史）で構成され、監査役3名（常勤監査役菅原光一、社外監査役の大鹿博文及び野地博久）の出席のもと、代表取締役社長である河野芳道を議長とし、定例取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、「取締役会規則」で決められた事項に基づき、重要事項の決定（経営方針、経営計画、事業計画、重要な財産の取得及び処分等）及び業務執行状況の監督を行っており、少人数で迅速な意思決定が可能な体制のもと効率的な運営を実施しております。

b. 監査役会

当社は、監査役設置会社を採用しておりましたが、2022年12月より監査役会設置会社へ移行しております。当社の監査役会は常勤監査役である菅原光一、社外監査役の大鹿博文及び野地博久の3名で構成されており、常勤監査役である菅原光一を議長とし、毎月1回開催する定例の監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や他の重要な会議等に出席し、取締役への意見聴取、会社財産の調査、資料及び重要な決裁書類の閲覧、内部監査担当部員等との意見交換、報告聴取等を通して、業務監査並びに会計監査について取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人から監査方針及び監査計画等を聴取し、監査の結果について随時報告もしくは説明を受ける等を行い、会計監査人と相互連携を図っております。

c. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

d. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の経営企画室が担当しており、必要に応じて社長から命ぜられた他の部署の者が補助できることとしております。「内部監査規程」に基づく各業務執行部門に対する監査を実施計画に基づいて定期的に行っております。

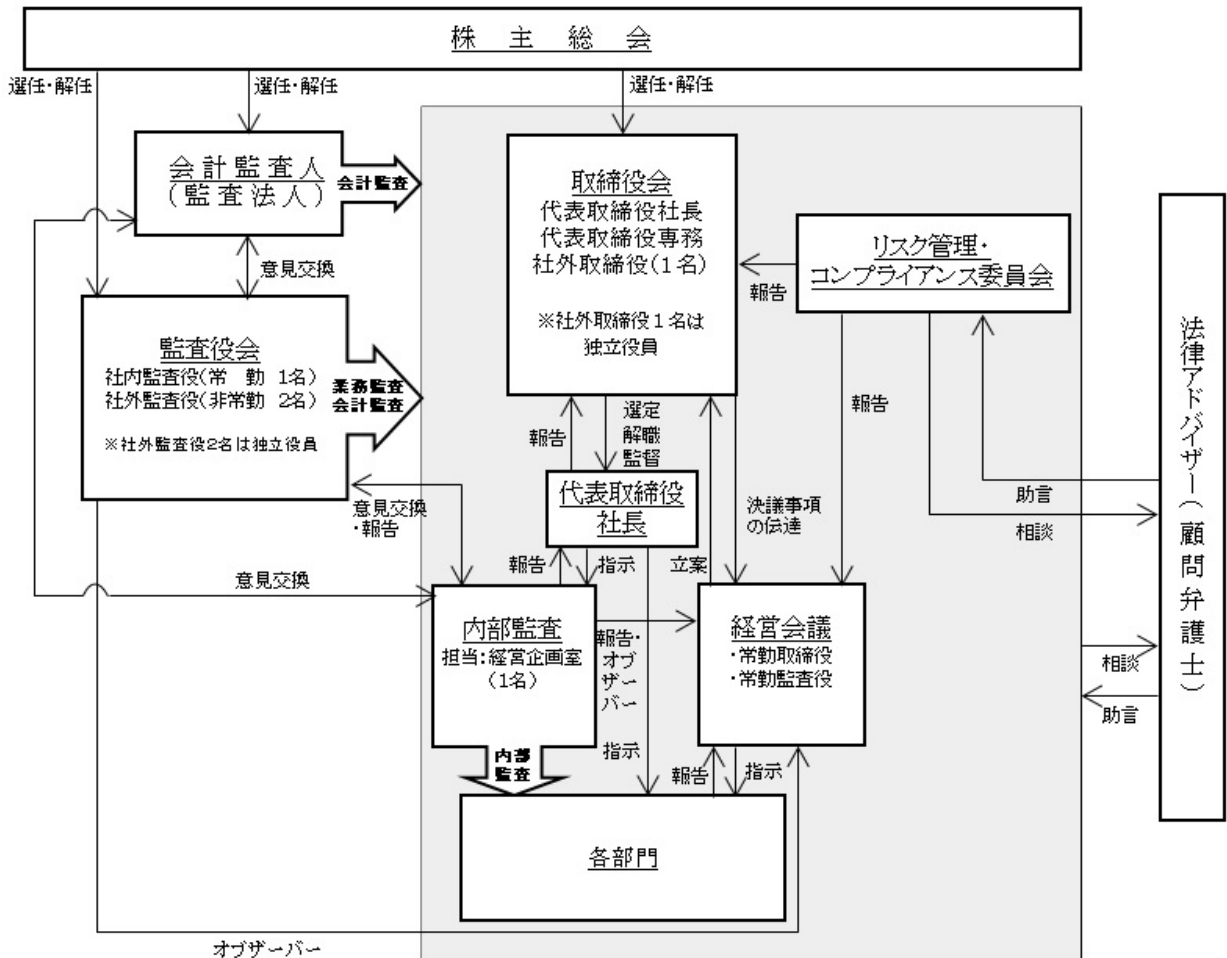
e. 経営会議

当社の経営会議は、常勤の取締役全員をもって構成し、また、経営会議が指名する者を諮問委員として経営会議への出席を求めており、毎回常勤監査役が出席しております。内容は、取締役会において決定された経営方針等に基づいて、業務執行に関する重要事項の報告、検討及び決議を行い、より具体的な事業運営に関する討議も実施しております。また、取締役会付議事項の事前審議等も行っており、一定の業務執行に係る意思決定を行っております。

f. リスク管理・コンプライアンス委員会

当社のリスク管理・コンプライアンス委員会は、常勤取締役（2名）、常勤監査役（1名）及び各部署責任者で構成しております。代表取締役社長を委員長とし、当社の法令違反状態がないこと、当社に存在するリスクの確認とその対策について確認、検討を行い、取締役会に報告しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図で示すと以下のとおりであります。



③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するために、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を定め、かかる基本方針に則り、内部統制の体制の整備及び運用をしております。

1. 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「リスク管理規程」を取締役等に周知徹底させる。
 - (2) コンプライアンス管理の主管部門は管理部とする。
 - (3) 管理部は少なくとも半年に1回以上リスク及びコンプライアンスに関する問題を取りまとめて取締役会へ報告する。この報告の中で、問題となった事項等必要に応じコンプライアンスに関する研修・意識共有を行う。
 - (4) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
 - (5) 連絡先を社内窓口は管理部、社外窓口は顧問弁護士に設定した「内部通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報供給がなされる体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については

- 「倫理規程」によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
- (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し実施する。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 「取締役会規則」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- (2) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料及び電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスク管理担当責任者は管理部長とし、リスク管理の統括部門は管理部とする。
- リスク管理担当責任者並びに管理部は、「リスク管理規程」に基づき、事業全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という）の構築を行い、これを運用するリスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。
5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告する。
6. 監査役監査の実効性を確保するための体制
- (1) 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
- ①当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
 - ②当社の内部監査部門の活動概要
 - ③当社の内部統制に関する活動概要
 - ④通報の状況
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- (3) 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役の職務に必要なでないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- (4) 監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。
- (5) 監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。
7. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針としこれを社内規程等に明文化し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- (2) 管理部を反社会的勢力対応部署として位置づけ、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (3) 既存の取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には、取引を解消する。また、新規の取引に当たっては、反社会的勢力に関する情報を利用した取引先の属性調査を行い、反社会的勢力との関係を持たない体制を整える。なお、取引の契約書に反社会的勢力排除条項等を導入し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を整える。
- (4) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、顧問法律事務所等の外部専門機関と密接に連携し、有事の際の協力体制を構築する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクを評価し、その対応策につき必要な措置を講じることとしております。また、「倫理規程」に基づき、内部通報窓口を社内及び社外に設置しており、従業員が法令または社内規程違反等を発見した場合に、通報できる仕組みを設けております。

c. 取締役の定数

当社は、取締役の定数は5名以内とする旨を定款に定めております。

d. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってすることとしております。なお、取締役の選任については、累積投票によらないものとしております。

e. 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うこととしております。

f. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

i. 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的としたものであります。

ii. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に柔軟に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としたものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	河野 芳道	1967年12月18日生	1990年4月 キヤノン販売株式会社入社 1999年10月 ライカラジオシステムズ株式会社入社 2015年1月 同社 キーアカウント開発営業部長 2017年3月 当社入社 経営企画室部長 2018年12月 当社取締役営業部長兼経営企画室長 2019年12月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	161,000
代表取締役専務	戸上 敏	1962年4月16日生	1988年4月 株式会社ジェック入社 1993年6月 同社 管理部販売管理課長 2002年6月 当社入社 総務・財務課長 2008年4月 当社管理部次長 2011年10月 管理部長 2013年12月 当社取締役管理部長 2017年12月 当社代表取締役専務 (現任)	(注) 3	223,000
取締役	長尾 隆史	1958年9月12日生	1985年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 1985年4月 さくら共同法律事務所 1992年9月 米津合同法律事務所 1996年6月 長尾法律事務所設立 代表 (現任) 2006年2月 株式会社マネースクウェア・ジャパン (現株式会社マネースクエアHD) 監査役 2010年2月 株式会社キューソー流通システム 監査役 2012年12月 三ツ浜汽船株式会社 監査役 2013年2月 株式会社キューソー流通システム 取締役 2014年6月 株式会社マネースクウェア・ジャパン (現株式会社マネースクエアHD) 取締役 2015年5月 愛媛オーシャン・ライン株式会社 監査役 (現任) 2018年1月 株式会社マネースクウェアHD (現株式会社マネースクエアHD) 監査役 2021年12月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	菅原 光一	1956年5月25日生	1980年4月 三洋証券株式会社入社 2010年4月 当社入社 経営企画室次長 2013年12月 当社取締役経営企画室長 2018年12月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 4	123,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	大鹿 博文	1952年2月28日生	1977年4月 鐘紡株式会社入社 1987年3月 大和証券株式会社入社 1996年2月 同社大阪公開引受部長 2004年3月 同社事業法人第6部長 2006年4月 大阪支店法人第3部部長 2007年4月 イーウエストコンサルティング株式 会社設立 代表取締役（現任） 2007年4月 大鹿博文税理士事務所 代表（現 任） 2007年4月 株式会社フィディック（現アクリー ティブ株式会社）監査役 2007年10月 信和建設株式会社 監査役（現任） 2007年10月 株式会社フォーカス 監査役（現 任） 2007年12月 夢展望株式会社 監査役 2008年6月 株式会社久世 監査役（現任） 2009年5月 富士ケミカル株式会社 監査役（現 任） 2010年3月 株式会社アイ・グリッド・ソリュー ションズ 監査役（現任） 2011年9月 株式会社チャーム・ケア・コーポレ ーション 監査役（現任） 2013年8月 株式会社ドーン 監査役 2014年9月 株式会社スマートバリュー 監査役 2015年12月 当社監査役（現任） 2016年12月 株式会社ゼロ・サム 監査役（現 任） 2020年9月 株式会社スマートバリュー 取締役 （監査委員）（現任） 2021年10月 信和不動産株式会社 監査役（現 任） 2021年10月 信和ホールディングス株式会社 監 査役（現任）	(注) 4	10,000
監査役	野地 博久	1967年1月30日生	1997年11月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ 監査法人）入所 2003年4月 公認会計士登録 2020年1月 株式会社軽子坂パートナーズ入社 （現任） 2020年9月 株式会社ファインズ監査役（現任） 2021年12月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計					517,000

- (注) 1. 取締役長尾隆史は、社外取締役であります。
2. 監査役大鹿博文及び野地博久は、社外監査役であります。
3. 2023年2月9日開催の臨時株主総会の終結の時から、2024年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年2月9日開催の臨時株主総会の終結の時から、2026年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役長尾隆史は、自ら弁護士事務所を経営する傍ら上場会社の社外取締役及び社外監査役を長年歴任しており、法律の専門家として企業法務さらにはそれらに付随するあらゆることに幅広く精通しております。社外取締役及び社外監査役としての豊富な経験と監督能力、幅広い知見等に基づき、取締役会において独立した客観的・専門的な視点から有益な助言をいただき、業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただけることを期待し選任しております。

社外監査役の大鹿博文は、税理士として財務・会計の深い見識を持つと同時に、数多くの社外取締役及び社外監査役を歴任する等、豊富な経験と社外役員としての監督能力、幅広い知見等に基づき、企業経営に対する深い見識と知識を有しておられ、当社の監査機能強化への寄与を期待し選任しております。

社外監査役野地博久は、朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）にて、長く上場企業及び未上場企業の会計監査に携わってきたことで得た経験・知識を活かし会計士として幅広く活躍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社は、その企業財務・会計の専門家としての見識と経験をもとにした厳正な監査を期待し選任しております。

社外監査役大鹿博文は当社の株式を10,000株所有しております。この他には、当社と社外取締役及び社外監査役の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針はありませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を参考にしております。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し意見を述べることにより、取締役の業務執行状況を監督し経営の監視機能を果たすとともに、必要に応じて内部監査部門に対する質疑等を行っております。また、社外監査役は、監査役監査規則に基づき監査を実施しております。内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については、「(3) 監査の状況 ③内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携」に記載のとおりです。内部統制の状況等についても担当部門と意見交換を行いながら実施しております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社における監査役監査は、3名の監査役（常勤監査役菅原光一、社外監査役大鹿博文、社外監査役野地博久）が、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に準拠し、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、当社の監査業務を一層強化するために、往査を含めた調査を実施しております。さらに、3名の監査役の中で常勤監査役が中心となり、各部門の実査、従業員からの報告聴取、重要資料の閲覧等を行い、各部門の業務の執行状況の監査を行っています。各監査役は定時監査役会において、それぞれの職務分担に応じて実施した監査結果について報告し、他の監査役との協議を実施しております。また、監査の過程において改善が必要と思われる事実が発見された場合は、取締役会及び各事業本部等の従業員との間で遅滞なく協議をし、改善を求めています。

なお、社外監査役の大鹿博文は、税理士であり、また、長年、証券会社にて上場指導部署での経験並びに上場会社及び未上場会社を含めて多くの企業の社外監査役として取締役の業務執行等に対して、社外の第三者の目線で監査を行ってきた経験等から、財務、会計及び経営に関する相当程度の知見を有しております。

また、社外監査役の野地博久は、公認会計士であり、長年、監査法人にて上場企業及びIPOを目指す未上場企業の会計監査に携わってきた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

最近事業年度において監査役連絡会（2022年12月に監査役会設置会社に移行する前はこの名称で開催しておりました。）を毎月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
菅原 光一	12回	12回
大鹿 博文	12回	12回
野地 博久	11回	11回

②内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長直属で他の組織から独立した経営企画室が担当しており、担当者を1名配置しております。「内部監査規程」に基づき、事業年度毎に内部監査計画を策定し、社長の承認を得たうえで内部監査を実施しております。各部門の業務の合法性及び合理性の監査結果については、内部監査報告書にて、代表取締役社長に提出し、監査役会にも情報を共有しております。被監査部署に対しては、監査の結果報告書を作成提示し、指摘事項に対する改善報告書を内部監査実施部門経由で代表取締役社長に提出を義務付ける等、改善状況のチェックを随時行う体制をとっております。

③内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査担当部門、監査役会、会計監査人は期初におけるそれぞれの監査計画の説明、期中における監査実施状況の報告会、期末の監査結果概要報告、監査役会監査概要報告会を通じて相互に連携を図り、三者の異なる立場での監査の状況、結果を共有しております（三様監査の実現）。これにより、相互に実効性のある効率的な監査を実施することを目指しております。

また、常勤監査役は、内部監査担当部門より定期的に、内部監査の実施状況について詳細な報告を受けており、この内容については定時の監査役会で社外監査役にも共有しております。内部統制の状況等についても担当部門と意見交換を行いながら実施しております。

④会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

19年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 開内 啓行

業務執行社員 川口 靖仁

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、公認会計士試験合格者2名、その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役は、(i)監査法人の概要、(ii)監査実施体制等、(iii)監査計画、(iv)監査報酬見積額の妥当性について、監査計画・監査実施状況の報告聴取、監査結果概要の報告聴取等を通じて検討・確認を行い、執行部門と意見交換・調整した上で総合的に判断し、有限責任 あずさ監査法人の選任及び再任の適否を判断しております。当社監査役会は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は、監査法人と監査契約を締結し、会計に関する監査を受けております。当社監査役及び監査役会は、有限責任 あずさ監査法人について、執行部門及び有限責任 あずさ監査法人から必要な資料を入手のうえ、監査実施状況及び監査結果に対する説明を同法人より定期的に聴取し、必要事項について適宜説明を求めています。こうした方法に基づき各監査役及び監査役会において同法人による職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性が適切かつ十分であるかの検討及び評価を行った結果、いずれの項目についても必要な基準を満たしていると評価し、特段問題ないものと判断しております。

⑤監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
9,000	—	13,900	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針及び監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査公認会計士等に対する報酬等の額の決定に際し、当社は、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額に対して内容の説明を受け、監査報酬が適正か吟味し両者協議をしたのち、所定の決裁基準に則り決定し、会社法第399条の規定に基づき、取締役が監査役会へ同意を求め、監査役会において報酬等の額について当社の規模、業務の特性及び監査日数等を勘案し、審議の上、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

2022年12月19日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内（決議時点の取締役の員数は4名）、監査役の報酬限度額は50百万円以内（決議時点の監査役の員数は3名）と決議されております。

取締役の報酬は、固定報酬、役員賞与及び役員退職慰労金で構成し、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。固定報酬及び役員賞与は、前年度の報酬額をもとに職務内容や責任、役位、在任年数、業績に応じて、他社水準や従業員給与の水準も考慮し、最終的な決定を代表取締役社長である河野芳道に委任することとしております。委任の理由は、当社全体の業績等を俯瞰しながら各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると考えられるためであります。役員退職慰労金は、「役員退職慰労金規程」に基づき、役位及び役位別在任期間等に応じて定まる金額として算定しております。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	53,684	43,800	2,000	7,884	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	11,080	9,000	1,000	1,080	—	1
社外役員	3,900	3,900	—	—	—	3

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
該当事項はありません。
- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額
該当事項はありません。
- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2020年10月1日から2021年9月30日まで）及び当事業年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人との連携や、各種団体等が主催するセミナー等に積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 9 月30日)	当事業年度 (2022年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,028,029	2,355,403
売掛金	102,270	※ 105,025
商品	11,963	27,411
前払費用	16,277	18,379
その他	4,439	575
貸倒引当金	△132	△315
流動資産合計	2,162,847	2,506,480
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	7,135	7,135
減価償却累計額	△6,889	△6,977
建物附属設備（純額）	246	158
工具、器具及び備品	340,327	347,761
減価償却累計額	△171,580	△228,744
工具、器具及び備品（純額）	168,746	119,016
有形固定資産合計	168,993	119,174
無形固定資産		
ソフトウェア	19,534	13,056
無形固定資産合計	19,534	13,056
投資その他の資産		
敷金	5,764	5,764
破産更生債権等	667	354
長期前払費用	22,521	12,826
繰延税金資産	21,686	26,631
その他	-	1,175
貸倒引当金	△667	△354
投資その他の資産合計	49,972	46,397
固定資産合計	238,500	178,629
資産合計	2,401,348	2,685,109

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,705	10,727
1年内返済予定の長期借入金	14,988	4,146
未払費用	8,396	8,005
未払法人税等	80,603	115,896
未払消費税等	6,201	36,465
前受金	125,188	-
契約負債	-	142,901
賞与引当金	16,961	19,410
役員賞与引当金	3,000	3,000
その他	8,883	13,909
流動負債合計	285,927	354,464
固定負債		
長期借入金	4,146	-
長期未払金	5,224	5,224
役員退職慰労引当金	24,440	33,404
資産除去債務	4,334	4,334
固定負債合計	38,145	42,963
負債合計	324,073	397,427

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	473,500	473,500
資本剰余金		
資本準備金	137,500	137,500
その他資本剰余金	41,500	41,500
資本剰余金合計	179,000	179,000
利益剰余金		
利益準備金	2,412	2,412
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,494,363	1,866,169
利益剰余金合計	1,496,775	1,868,581
自己株式	△72,000	△233,400
株主資本合計	2,077,275	2,287,681
純資産合計	2,077,275	2,287,681
負債純資産合計	2,401,348	2,685,109

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2022年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,390,186
売掛金	106,693
商品	24,390
前払費用	16,958
その他	500
貸倒引当金	△309
流動資産合計	2,538,419
固定資産	
有形固定資産	107,394
無形固定資産	11,613
投資その他の資産	37,705
固定資産合計	156,712
資産合計	2,695,132
負債の部	
流動負債	
買掛金	10,001
1年内返済予定の長期借入金	1,644
未払費用	6,446
未払法人税等	52,404
未払消費税等	26,193
契約負債	142,299
賞与引当金	9,453
その他	24,099
流動負債合計	272,543
固定負債	
長期未払金	5,224
役員退職慰労引当金	35,726
資産除去債務	4,334
固定負債合計	45,285
負債合計	317,828
純資産の部	
株主資本	
資本金	473,500
資本剰余金	179,000
利益剰余金	1,958,203
自己株式	△233,400
株主資本合計	2,377,303
純資産合計	2,377,303
負債純資産合計	2,695,132

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)	当事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)
売上高	1,051,899	※ ₁ 1,162,160
売上原価	279,923	279,855
売上総利益	771,975	882,304
販売費及び一般管理費	※ ₂ 257,669	※ ₂ 286,063
営業利益	514,305	596,240
営業外収益		
受取利息	16	27
保険配当金	497	897
その他	-	10
営業外収益合計	514	936
営業外費用		
支払利息	166	61
為替差損	143	313
営業外費用合計	310	374
経常利益	514,509	596,801
特別損失		
固定資産除却損	-	290
特別損失合計	-	290
税引前当期純利益	514,509	596,511
法人税、住民税及び事業税	160,481	189,224
法人税等調整額	△1,341	△4,945
法人税等合計	159,139	184,279
当期純利益	355,369	412,231

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)			当事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
I 商品原価							
1 期首商品棚卸高		3,112			11,963		
2 当期商品仕入高		29,056			48,236		
合計		32,168			60,200		
3 期末商品棚卸高		11,963	20,204	7.2	27,411	32,788	11.7
II 労務費			61,960	22.1		64,075	22.9
III 経費	※1		197,758	70.7		182,991	65.4
当期売上原価			279,923	100.0		279,855	100.0

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)	当事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)
支払手数料 (千円)	77,817	70,865
減価償却費 (千円)	80,358	74,332
データ通信費 (千円)	27,854	24,366
消耗品費 (千円)	1,941	1,349
外注加工費 (千円)	830	1,211
水道光熱費 (千円)	713	813

(原価計算の方法)

当社は製品、仕掛品がないため原価計算制度は採用しておりません。

【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2022年12月31日)
売上高	312,064
売上原価	58,135
売上総利益	253,929
販売費及び一般管理費	71,059
営業利益	182,869
営業外収益	
受取利息	6
為替差益	22
営業外収益合計	28
営業外費用	
支払利息	4
営業外費用合計	4
経常利益	182,893
税引前四半期純利益	182,893
法人税、住民税及び事業税	49,080
法人税等調整額	6,187
法人税等合計	55,267
四半期純利益	127,625

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	373,500	37,500	-	37,500	-	1,165,525	1,165,525	△113,500	1,463,025
当期変動額									
新株の発行	100,000	100,000		100,000			-		200,000
剰余金の配当				-	2,412	△26,532	△24,120		△24,120
当期純利益				-		355,369	355,369		355,369
自己株式の処分			41,500	41,500			-	41,500	83,000
当期変動額合計	100,000	100,000	41,500	141,500	2,412	328,837	331,249	41,500	614,249
当期末残高	473,500	137,500	41,500	179,000	2,412	1,494,363	1,496,775	△72,000	2,077,275

	純資産合計
当期首残高	1,463,025
当期変動額	
新株の発行	200,000
剰余金の配当	△24,120
当期純利益	355,369
自己株式の処分	83,000
当期変動額合計	614,249
当期末残高	2,077,275

当事業年度（自 2021年10月 1 日 至 2022年 9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	473,500	137,500	41,500	179,000	2,412	1,494,363	1,496,775	△72,000	2,077,275
当期変動額									
剰余金の配当				-		△40,425	△40,425		△40,425
当期純利益				-		412,231	412,231		412,231
自己株式の取得				-			-	△161,400	△161,400
当期変動額合計	-	-	-	-	-	371,806	371,806	△161,400	210,406
当期末残高	473,500	137,500	41,500	179,000	2,412	1,866,169	1,868,581	△233,400	2,287,681

	純資産合計
当期首残高	2,077,275
当期変動額	
剰余金の配当	△40,425
当期純利益	412,231
自己株式の取得	△161,400
当期変動額合計	210,406
当期末残高	2,287,681

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)	当事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	514,509	596,511
減価償却費	81,810	75,595
貸倒引当金の増減額(△は減少)	258	△130
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,391	2,449
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	7,884	8,964
受取利息	△16	△27
支払利息	166	61
保険配当金	△497	△897
固定資産除却損	-	290
売上債権の増減額(△は増加)	△2,279	△2,443
棚卸資産の増減額(△は増加)	△8,851	△15,447
前払費用の増減額(△は増加)	△1,900	△2,108
長期前払費用の増減額(△は増加)	9,695	9,695
仕入債務の増減額(△は減少)	10,332	△10,977
未払金の増減額(△は減少)	△894	2,374
未払費用の増減額(△は減少)	881	△391
前受金の増減額(△は減少)	17,131	17,713
未払消費税等の増減額(△は減少)	△34,602	34,704
その他	429	1,178
小計	596,446	717,113
利息の受取額	16	27
利息の支払額	△156	△54
保険配当金の受取額	497	897
法人税等の支払額	△197,085	△154,816
営業活動によるキャッシュ・フロー	399,718	563,168
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△185,544	△17,570
無形固定資産の取得による支出	△5,014	-
長期前払費用の増加による支出	△17,310	-
その他	208	△1,675
投資活動によるキャッシュ・フロー	△207,660	△19,245
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△22,494	△14,988
株式の発行による収入	200,000	-
自己株式の取得による支出	-	△161,400
自己株式の売却による収入	83,000	-
配当金の支払額	△23,916	△40,160
財務活動によるキャッシュ・フロー	236,590	△216,548
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	428,647	327,373
現金及び現金同等物の期首残高	1,539,381	1,968,029
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,968,029	※ 2,295,403

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価引き下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、翌期支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、翌期支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価引き下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、翌期支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、翌期支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) データ配信サービス

当社はGNSS補正情報配信サービスを主な事業としており、ネットワーク型GNSSデータサービス会員規約に基づきサービスを提供する義務を負っております。

契約期間にわたりサービスを提供することで履行義務を充足するため、定額サービスについては月額・年額などプラン内容により固定金額を当該期間で収益を認識し、また、従量サービスについては利用時間に契約単価を乗じた金額をサービス提供時点で収益として認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 通信機器

GNSS補正情報配信サービスに付随して通信機器を販売しており、出荷時から当該通信機器の支配が顧客に移転されるまで期間が通常の期間であるため、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

時価算定会計基準等の適用による、当事業年度の損益に与える影響はありません。

また、(金融商品関係)注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19項 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取り扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日公表分 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価算定に関する基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※顧客との契約から生じた債権の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)」3. ①「顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高」に記載しております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度21%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度79%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)	当事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)
	千円	千円
給料及び手当	51,762	54,582
役員報酬	48,000	56,700
販売手数料	32,172	33,420
地代家賃	11,479	11,267
法定福利費	14,948	15,518
支払報酬	20,564	21,668
賞与引当金繰入額	8,786	10,724
役員退職慰労引当金繰入額	7,884	8,964
役員賞与引当金繰入額	3,000	3,000

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	13,195	1,000	-	14,195
合計	13,195	1,000	-	14,195
自己株式				
普通株式(注) 2	1,135	-	415	720
合計	1,135	-	415	720

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は第三者割当による増加1,000株であります。

(注) 2. 普通株式の自己株式の減少は、役職員へ売却による減少415株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権のため、目的となる株式の種類及び数の記載を省略しております。なお、新株予約権の当事業年度末の残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月18日 定時株主総会	普通株式	24,120	2,000	2020年9月30日	2020年12月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月22日 定時株主総会	普通株式	40,425	利益剰余金	3,000	2021年9月30日	2021年12月23日

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	14,195	-	-	14,195
合計	14,195	-	-	14,195
自己株式				
普通株式（注）1	720	807	-	1,527
合計	720	807	-	1,527

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加807株は、株主総会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権のため、目的となる株式の種類及び数の記載を省略しております。なお、新株予約権の当事業年度末の残高はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年12月22日 定時株主総会	普通株式	40,425	3,000	2021年9月30日	2021年12月23日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年12月19日 定時株主総会	普通株式	38,004	利益剰余金	3,000	2022年9月30日	2022年12月20日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)	当事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)
現金及び預金勘定	2,028,029千円	2,355,403千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△60,000	△60,000
現金及び現金同等物	1,968,029	2,295,403

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。
一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
仕入債務である買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。
借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金について固定利率を選択し、金利の変動リスクを回避することとしています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	19,134	19,126	△8

※1 現金及び預金、売掛金、買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

※2 長期借入金の支払期日が1年以内となったことにより、1年内返済予定の長期借入金として表示しているものについては、本表では長期借入金として表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
(1) 現金及び預金	2,028,029
(2) 売掛金	102,270
合計	2,130,299

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	14,988	4,146	—	—	—	—

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。
一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
仕入債務である買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。
借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金について固定利率を選択し、金利の変動リスクを回避することとしています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	4,146	4,145	△1

※1 現金及び預金、売掛金、買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※2 長期借入金の支払期日が1年以内となったことにより、1年内返済予定の長期借入金として表示しているものについては、本表では長期借入金として表示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	2,355,403
売掛金	105,025
合計	2,460,428

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	4,146	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定にかかるインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定にかかるインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	4,145	—	4,145

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットに関する説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の評価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、東京商工会議所の特定退職金共済制度に加盟しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
特定退職金共済制度への拠出額	2,368千円	2,738千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 千円)

	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 11名	当社取締役 2名 当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,400,000株	普通株式 600,000株
付与日	2018年9月28日	2021年9月30日
権利確定条件 (注) 2	付与日(2018年9月28日)以降、権利確定日(2019年12月19日)まで継続して勤務していること。	付与日(2021年9月30日)以降、権利確定日(2022年12月18日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間 (注) 2	自 2018年9月28日 至 2019年12月19日	自 2021年9月30日 至 2022年12月18日
権利行使期間	自 2019年12月20日 至 2027年12月19日	自 2022年12月19日 至 2030年12月18日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

- 2 権利確定条件及び対象勤務期間は、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件をもとに、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。
- 3 2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	600,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	600,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	1,345,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1,345,000	—

(注) 2023年2月10日付株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	100	200
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2023年2月10日付株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算出しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、直近の取引事例、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）等によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 134,500千円

当事業年度において権利行使されたStock・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 ー千円

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. Stock・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	ー

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

- (1) Stock・オプションの内容

	第3回Stock・オプション	第4回Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 11名	当社取締役 2名 当社従業員 11名
株式の種類別のStock・オプションの数（注）1	普通株式 1,400,000株	普通株式 600,000株
付与日	2018年9月28日	2021年9月30日
権利確定条件（注）2	付与日（2018年9月28日）以降、権利確定日（2019年12月19日）まで継続して勤務していること。	付与日（2021年9月30日）以降、権利確定日（2022年12月18日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間（注）2	自 2018年9月28日 至 2019年12月19日	自 2021年9月30日 至 2022年12月18日
権利行使期間	自 2019年12月20日 至 2027年12月19日	自 2022年12月19日 至 2030年12月18日

（注）1 株式数に換算して記載しております。

- 2 権利確定条件及び対象勤務期間は、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件をもとに、Stock・オプション等に関する会計基準に基づきStock・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。
- 3 2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	600,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	600,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	1,345,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1,345,000	—

(注) 2023年2月10日付株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	100	200
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2023年2月10日付株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算出しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、直近の取引事例、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）等によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	173,400千円
---------------------	-----------

当事業年度において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円
--	-----

(税効果会計関係)

前事業年度 (2021年 9 月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年 9 月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,530千円
賞与引当金	5,193
長期未払金	1,599
役員退職慰労引当金	7,483
その他	2,881
繰延税金資産合計	21,686

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度 (2022年 9 月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年 9 月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	6,054千円
賞与引当金	5,943
長期未払金	1,599
役員退職慰労引当金	10,228
その他	2,805
繰延税金資産合計	26,631

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス及び技術センターの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主要な資産除去債務については、使用見込期間を取得から10年と見積り算定しております。割引率は1.128%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)
期首残高	4,318千円
時の経過による調整額	16
期末残高	4,334

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス及び大阪技術センターの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主要な資産除去債務については、使用見込期間を取得から10年と見積り算定しております。なお、当該資産は既に使用見込期間を経過しているため割引計算を行っておりません。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)
期首残高	4,334千円
期末残高	4,334

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	売上高
データ配信サービス	1,110,686
通信機器	51,474
顧客との契約から生じる収益	1,162,160
その他の収益	-
外部顧客への売上高	1,162,160

2. 顧客との契約から生じる収益を理解する為の基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	102,270	105,025
契約負債	125,188	142,901

契約負債は、主にデータ配信の定額サービス(年額)に申し込まれた顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、125,027千円であります。

また、当事業年度における契約負債の増減は、前受金の受取による増加と収益の認識による減少であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

当社は、GNS S補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

当社は、G N S S 補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

当社は、G N S S 補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当社は、G N S S 補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2020年10月 1 日 至 2021年 9 月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	河野 芳道	福岡県糸島市	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 1.2	当社代表取締役社長	自己株式処分の引受 (注) 1	20,000	—	—
役員及びその近親者	戸上 敏	神奈川県横浜市港北区	—	当社代表取締役専務	(被所有) 直接 1.7	当社代表取締役専務	自己株式処分の引受 (注) 1	20,000	—	—

(注) 1. 当社が実施した自己株式の処分を1株につき200,000円で引受けたものであります。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度（自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2020年10月 1 日 至2021年 9 月30日)	当事業年度 (自2021年10月 1 日 至2022年 9 月30日)
1株当たり純資産額	154.16円	180.59円
1株当たり当期純利益	29.03円	30.96円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2020年10月 1 日 至2021年 9 月30日)	当事業年度 (自2021年10月 1 日 至2022年 9 月30日)
当期純利益（千円）	355,369	412,231
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	355,369	412,231
普通株式の期中平均株式数（株）	12,240,562	13,313,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回 新株予約権 1,345,000株 第4回 新株予約権 600,000株 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	第3回 新株予約権 1,345,000株 第4回 新株予約権 600,000株 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2022年11月24日開催の取締役会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を次のとおり決議し、2022年11月30日に発行致しました。

1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社取締役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

1) 新株予約権の付与日

2022年11月30日

2) 付与対象者の区分及び人数

当社取締役2名、 当社従業員9名

3) 新株予約権の発行数

400個

4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする

5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式400株(新株予約権1個につき1株)

6) 新株予約権の行使時の払込金額

1株につき220,000円

7) 新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格 220,000円

資本組入額 110,000円

8) 新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について以下に定める取得条項に該当する事由が発生していないことを条件とする。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合はこの限りではない。
- ・当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除き、当社は、残存する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- ・新株予約権者が次の①ないし③のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 当社の取締役又は監査役
 - ② 当社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他の名目の如何を問わず当社との間で委任請負等の継続的な契約関係にある者
- ・新株予約権につき、次の①ないし⑥のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合
 - ③ 新株予約権者が割当を受けた新株予約権の一部又は全部を当社の取締役会の承認を得ずに、譲渡、質入その他の処分をした場合
 - ④ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ⑤ 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ⑥ 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

- ⑦ 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑧ 新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑨ 新株予約権者につき破産その他これらに類する手続き開始の申立てがあった場合
- ⑩ 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
- ⑪ 新株予約権者が新株予約権の要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- ・新株予約権者が当社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後に係る身分を有するに至った場合を含む）において、次の①又は②のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合
- ・新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
- ・各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行行使することはできないものとする。

9) 新株予約権の行使期間

自 2024年12月1日 至 2031年12月22日

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年1月24日開催の臨時取締役会決議に基づき、2023年2月10日付をもって株式分割を行っております。また、2023年2月9日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。
当該内容は、次のとおりであります。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2023年2月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	14,195株
② 今回の分割により増加した株式数	14,180,805株
③ 株式分割後の発行済株式総数	14,195,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	56,000,000株

3. 分割の日程

① 基準日公告日	2023年1月25日
② 基準日	2023年2月9日
③ 効力発生日	2023年2月10日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

5. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

6. その他

今回の株式分割に関しまして、資本金の額の変更はありません。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2022年12月31日)	
減価償却費	13,433千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年12月19日 定時株主総会	普通株式	38,004	3,000	2022年9月30日	2022年12月20日	利益剰余金

(注) 2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

当社は、G N S S 補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	売上高
データ配信サービス	303,415
通信機器	8,648
顧客との契約から生じる収益	312,064
その他の収益	—
外部顧客への売上高	312,064

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2022年12月31日)
1株当たり四半期純利益	10.07円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	127,625
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	127,625
普通株式の期中平均株式数(株)	12,668,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第5回 新株予約権の数400個 (普通株式400,000株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年1月24日開催の臨時取締役会決議に基づき、2023年2月10日付をもって株式分割を行っております。また、2023年2月9日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

当該内容は、次のとおりであります。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2023年2月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	14,195株
② 今回の分割により増加した株式数	14,180,805株
③ 株式分割後の発行済株式総数	14,195,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	56,000,000株

3. 分割の日程

① 基準日公告日	2023年1月25日
② 基準日	2023年2月9日
③ 効力発生日	2023年2月10日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

5. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

6. その他

今回の株式分割に関しまして、資本金の額の変更はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	7,135	-	-	7,135	6,977	88	158
工具、器具及び備品	340,327	19,589	12,155	347,761	228,744	69,029	119,016
有形固定資産計	347,463	19,589	12,155	354,897	235,722	69,117	119,174
無形固定資産							
ソフトウェア	71,993	-	-	71,993	58,937	6,477	13,056
無形固定資産計	71,993	-	-	71,993	58,937	6,477	13,056
長期前払費用	22,521	-	9,695	12,826	-	-	12,826

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 ネットワーク機器リプレイス 14,827千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品の減少額は主にネットワーク機器リプレイスの除却によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	14,988	4,146	0.56	2023年2月
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	4,146	—	0.56	—
合計	19,134	4,146	—	—

(注) 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	800	539	536	132	669
賞与引当金	16,961	19,410	16,961	—	19,410
役員賞与引当金	3,000	3,000	3,000	—	3,000
役員退職慰労引当金	24,440	8,964	—	—	33,404

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	721
預金	
当座預金	870,476
普通預金	1,424,205
定期預金	60,000
小計	2,354,682
合計	2,355,403

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
西尾レントオール株式会社	13,091
株式会社小松製作所	7,961
株式会社パスコ	4,317
株式会社アカサカテック	2,509
日本キャタピラー合同会社	2,500
その他	74,644
合計	105,025

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
102,270	1,278,323	1,275,568	105,025	92.4	29.6

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

品目	金額 (千円)
商品	
CP-Trans-MJW	18,402
高感度アンテナ ANT-17	3,844
MJW専用アタッチメント	1,299
その他	3,865
合計	27,411

② 流動負債

ニ. 買掛金

相手先	金額（千円）
G e o ++G m b H	3, 598
ライカジオシステムズ株式会社	2, 750
K D D I 株式会社	1, 680
公益社団法人日本測量協会	915
株式会社日立産機システム	715
その他	1, 068
合計	10, 727

ホ. 契約負債

相手先	金額（千円）
株式会社トプコンソキアポジショニングジャパン	15, 922
アイサンテクノロジー株式会社	11, 805
株式会社ゼンリン	4, 537
株式会社 b r y k a	3, 000
日産自動車株式会社	1, 766
その他	105, 868
合計	142, 901

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としています。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.jenoba.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 5月21日	細谷 素之	千葉県千葉市稲毛区	当社の顧問	澤 正三 (注) 8	大阪府大阪市都島区	特別利害関係者等(当社の取締役)	10,000	2,000,000 (200) (注) 4	移動前所有者の売却意向による
2021年 5月21日	細谷 素之	千葉県千葉市稲毛区	当社の顧問	大鹿 博文	大阪府大阪市北区	特別利害関係者等(当社の監査役)	10,000	2,000,000 (200) (注) 4	移動前所有者の売却意向による
2021年 8月31日	嶋田 邦彦	東京都練馬区	—	河野 芳道	福岡県糸島市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	10,000	2,000,000 (200) (注) 5	移動前所有者の売却意向による
2021年 8月31日	嶋田 邦彦	東京都練馬区	—	戸上 敏	神奈川県横浜港北区	特別利害関係者等(当社の代表取締役専務、大株主上位10名)	10,000	2,000,000 (200) (注) 5	移動前所有者の売却意向による
2021年 8月31日	嶋田 邦彦	東京都練馬区	—	菅原 光一	神奈川県横浜港北区	特別利害関係者等(当社の監査役)	10,000	2,000,000 (200) (注) 5	移動前所有者の売却意向による
2021年 9月24日	株式会社ジェノバ 代表取締役 河野 芳道	東京都千代田区神田須田町1-34-4	当社	河野 芳道	福岡県糸島市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	100,000	20,000,000 (200) (注) 6	自己株式の処分を用いた資本政策上の理由による
2021年 9月24日	株式会社ジェノバ 代表取締役 河野 芳道	東京都千代田区神田須田町1-34-4	当社	戸上 敏	神奈川県横浜港北区	特別利害関係者等(当社の代表取締役専務、大株主上位10名)	100,000	20,000,000 (200) (注) 6	自己株式の処分を用いた資本政策上の理由による
2022年 4月12日	中筋 勲	奈良県生駒市	—	菅原 光一	神奈川県横浜港北区	特別利害関係者等(当社の監査役)	2,000	400,000 (200) (注) 7	移動前所有者の売却意向による
2022年 5月31日	石原 勉	東京都小平市	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	株式会社ジェノバ 代表取締役 河野 芳道	東京都千代田区神田須田町1-34-4	当社	807,000	161,400,000 (200) (注) 7	移動前所有者の売却意向による自己株式の取得
2023年 1月12日	若林 正清	福島県福島市	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	有限会社ゼンショウ 代表取締役 若林 正清	福島県福島市南矢野目字境田1-18	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	204,000	44,880,000 (220) (注) 7	移動前所有者の売却意向による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2020年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保持することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確ではなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を参考に、当事者間で協議の上、決定した価格であります。
5. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格及び2021年7月30日に実施した第三者割当増資の発行価格を参考に、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格及び2021年7月30日に実施した第三者割当増資の発行価格を参考に、決定した価格であります。
7. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を参考に、当事者間で協議の上決定した価格であります。
8. 澤正三は、当社の元社外取締役であり、2023年2月開催の臨時株主総会をもって退任しております。
9. 2023年1月24日開催の取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行（処分）年月日	2021年7月30日	2021年9月24日
種類	普通株式	普通株式（自己株式）
発行（処分）数	1,000,000株	415,000株
発行（処分）価格	200円 (注) 3	200円 (注) 4
資本組入額	100円	— (注) 5
発行（処分）価額の総額	200,000,000円	83,000,000円
資本組入額の総額	100,000,000円	— (注) 5
発行（処分）方法	第三者割当	第三者割当の方法による 自己株式の処分
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行（処分）年月日	2021年9月30日	2022年11月30日
種類	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)
発行（処分）数	普通株式 600,000株	普通株式 400,000株
発行（処分）価格	200円 (注) 3	220円 (注) 6
資本組入額	100円	110円
発行（処分）価額の総額	120,000,000円	88,000,000円
資本組入額の総額	60,000,000円	44,000,000円
発行（処分）方法	2020年12月18日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2021年12月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。

- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしています。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度末日は、2022年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員または従業員との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 処分価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 自己株式の処分のため、資本組入額はありません。
6. 行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）、純資産価額方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき 200円	1株につき 220円
行使期間	2022年12月19日から2030年12月18日まで	2024年12月1日から2031年12月22日まで
行使の条件	「第一部企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第一部企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

8. 2023年1月24日開催の取締役会決議により、2023年2月10日付で、普通株式1株につき1,000株の割合とする株式分割を行っております。上記「発行（処分）数」、「発行（処分）価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行（処分）数」、「発行（処分）価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社日立産機システム 取締役社長 竹内 康浩 資本金 10,000百万円	東京都千代田区外神田 一丁目5番1号	産業電機の製造、販売、保守、差ビス、システムソリューションなど	1,000,000	200,000,000 (200)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)

- (注) 1. 株式会社日立産機システムは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
2. 2023年1月24日開催の取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
河野 芳道	福岡県糸島市	会社役員	100,000	20,000,000 (200)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
戸上 敏	神奈川県横浜市港北区	会社役員	100,000	20,000,000 (200)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役専務、大株主上位10名)
西田 大助	東京都江戸川区	会社員	50,000	10,000,000 (200)	当社の従業員
亀井 直樹	神奈川県横浜市都筑区	会社員	25,000	5,000,000 (200)	当社の従業員
高原 義久	大阪府池田市	会社員	20,000	4,000,000 (200)	当社の従業員
吉川 晃司	千葉県船橋市	会社員	20,000	4,000,000 (200)	当社の従業員
工藤 幸太郎	東京都西東京市	会社員	20,000	4,000,000 (200)	当社の従業員
西田 昭彦	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	15,000	3,000,000 (200)	当社の従業員
迫 謙一	大阪府高槻市	会社員	15,000	3,000,000 (200)	当社の従業員
来田 倍周	大阪府豊中市	会社員	15,000	3,000,000 (200)	当社の従業員
池田 隆博	大阪府吹田市	会社員	15,000	3,000,000 (200)	当社の従業員
中村 敏英	大阪府吹田市	会社員	10,000	2,000,000 (200)	当社の従業員
加藤 和人	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	10,000	2,000,000 (200)	当社の従業員

- (注) 2023年1月24日開催の取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
河野 芳道	福岡県糸島市	会社役員	100,000	20,000,000 (200)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
戸上 敏	神奈川県横浜市港北区	会社役員	100,000	20,000,000 (200)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役専務、大株主上位10名)
西田 大助	東京都江戸川区	会社員	70,000	14,000,000 (200)	当社の従業員
亀井 直樹	神奈川県横浜市都筑区	会社員	50,000	10,000,000 (200)	当社の従業員
高原 義久	大阪府池田市	会社員	50,000	10,000,000 (200)	当社の従業員
吉川 晃司	千葉県船橋市	会社員	50,000	10,000,000 (200)	当社の従業員
加藤 和人	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	40,000	8,000,000 (200)	当社の従業員
池田 隆博	大阪府吹田市	会社員	40,000	8,000,000 (200)	当社の従業員
西田 昭彦	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	20,000	4,000,000 (200)	当社の従業員
迫 謙一	大阪府高槻市	会社員	20,000	4,000,000 (200)	当社の従業員
中村 敏英	大阪府吹田市	会社員	20,000	4,000,000 (200)	当社の従業員
来田 倍周	大阪府豊中市	会社員	20,000	4,000,000 (200)	当社の従業員
工藤 幸太郎	東京都西東京市	会社員	20,000	4,000,000 (200)	当社の従業員

(注)2023年1月24日開催の取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
河野 芳道	福岡県糸島市	会社役員	100,000	22,000,000 (220)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
戸上 敏	神奈川県横浜市港北区	会社役員	100,000	22,000,000 (220)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役専務、大株主上位10名)
福田 勝也	福岡県福岡市早良区	会社員	70,000	15,400,000 (220)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
西田 大助	東京都江戸川区	会社員	30,000	6,600,000 (220)	当社の従業員
西田 昭彦	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	20,000	4,400,000 (220)	当社の従業員
迫 謙一	大阪府高槻市	会社員	20,000	4,400,000 (220)	当社の従業員
高原 義久	大阪府池田市	会社員	20,000	4,400,000 (220)	当社の従業員
中村 敏英	大阪府吹田市	会社員	10,000	2,200,000 (220)	当社の従業員
来田 倍周	大阪府豊中市	会社員	10,000	2,200,000 (220)	当社の従業員
亀井 直樹	神奈川県横浜市都筑区	会社員	10,000	2,200,000 (220)	当社の従業員
松井 隆皓	神奈川県川崎市幸区	会社員	10,000	2,200,000 (220)	当社の従業員

(注)2023年1月24日開催の取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
南 安子（注）4	兵庫県西宮市	2,613,000	17.40
南 尚子（注）4	東京都港区	2,612,000	17.40
株式会社トブコン（注）4	東京都板橋区蓮沼町75番1号	1,500,000	9.99
株式会社日立産機システム（注）4	東京都千代田区外神田一丁目5番1号	1,000,000	6.66
株式会社パスコ（注）4	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号	875,000	5.83
戸上 敏（注）2、4	神奈川県横浜市港北区	673,000 (450,000)	4.48 (3.00)
河野 芳道（注）1	福岡県糸島市	561,000 (400,000)	3.74 (2.66)
小松 哲郎（注）4	秋田県大仙市	393,000	2.62
細谷 素之（注）6	千葉県千葉市稲毛区	336,000 (250,000)	2.24 (1.67)
菅原 光一（注）3	神奈川県横浜市港北区	323,000 (200,000)	2.15 (1.33)
ユニコムグループホールディングス株式会社（注）4	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	250,000	1.67
有限会社ゼンショウ（注）4	福島県福島市南矢野目字境田1番地の18	204,000	1.36
小曾根 毅（注）4	神奈川県相模原市中央区	200,000	1.33
中村 敏英（注）5	大阪府吹田市	195,000 (85,000)	1.30 (0.57)
西田 大助（注）5	東京都江戸川区	156,000 (100,000)	1.04 (0.67)
来田 倍周（注）5	大阪府豊中市	155,000 (85,000)	1.03 (0.57)
小田 徹	千葉県千葉市花見川区	150,000	1.00
株式会社玖珂総業	福島県双葉郡大熊町大字小入野字西大和久124番地1	150,000	1.00
迫 謙一（注）5	大阪府高槻市	115,000 (100,000)	0.77 (0.67)
西田 昭彦（注）5	神奈川県横浜市鶴見区	115,000 (100,000)	0.77 (0.67)
国土情報開発株式会社	東京都世田谷区池尻二丁目7番3号	112,000	0.75
杉本 義昭（注）5	大阪府東大阪市	110,000 (55,000)	0.73 (0.37)
四元 美智子（注）7	東京都調布市	100,000	0.67
滝本 守	茨城県牛久市	100,000	0.67
医療法人陽風会	神奈川県足柄上郡開成町金井島1983	100,000	0.67
高原 義久（注）5	大阪府池田市	90,000 (70,000)	0.60 (0.47)
工藤 幸太郎（注）5	東京都西東京市	90,000 (70,000)	0.60 (0.47)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
逸見 英輔	千葉県浦安市	90,000	0.60
池田 隆博（注）5	大阪府吹田市	85,000 (70,000)	0.57 (0.47)
亀井 直樹（注）5	神奈川県横浜市都筑区	85,000 (60,000)	0.57 (0.40)
宇治田 卓司	和歌山県和歌山市	85,000	0.57
成田 文和（注）7	愛知県名古屋市長区	75,000	0.50
鷺谷 智美	埼玉県さいたま市大宮区	75,000	0.50
若林 香織	東京都台東区	75,000	0.50
福田 勝也（注）5	福岡県福岡市早良区	70,000 (70,000)	0.47 (0.47)
吉川 晃司（注）5	千葉県船橋市	70,000 (50,000)	0.47 (0.33)
株式会社テクニカルリード	福島県福島市本町2番8号	70,000	0.47
加藤 千春	埼玉県東松山市	70,000	0.47
方波見 忠	茨城県鹿嶋市	63,000	0.42
谷岡 明	愛媛県大州市	60,000	0.40
加藤 和人（注）5	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	50,000 (40,000)	0.33 (0.27)
今給黎 哲郎（注）5	茨城県守谷市	50,000 (50,000)	0.33 (0.33)
日本連合警備株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目23番35号	50,000	0.33
阿島 英雄	埼玉県坂戸市	50,000	0.33
木田 夕紀	大阪府豊中市	50,000	0.33
吉田 士誠	大阪府岸和田市	42,000	0.28
金山 たまよ	宮城県亘理郡亘理町	40,000	0.27
松井 美和子（注）5	大阪府吹田市	30,000 (30,000)	0.20 (0.20)
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	25,000	0.17
杉本 和雄	東京都立川市	24,000	0.16
その他54名（注）7		351,000 (10,000)	2.34 (0.07)
計	—	15,013,000 (2,345,000)	100.00 (15.62)

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役専務）

3. 特別利害関係者等（当社の監査役）

4. 特別利害関係者等（大株主上位10位）

5. 当社の従業員

6. 当社の元代表取締役社長

7. 逝去されておりますが、名義書換え手続きが未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。また、その他54名の中にも1名（20,000株保有）同様の株主が存在します。

8. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2023 年 3 月 6 日

株式会社ジェノバ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

開内啓行

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川口靖仁

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェノバの2020年10月1日から2021年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェノバの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年3月6日

株式会社ジェノバ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

開内啓行

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川口靖仁

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェノバの2021年10月1日から2022年9月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェノバの2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年3月6日

株式会社ジェノバ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

開内啓行

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川口靖仁

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェノバの2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の第1四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェノバの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上